

令和2年2月19日提出

令和2年第1回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第172号

令和2年2月12日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

令和2年第1回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

令和2年度施政方針

- 報告第1号 専決処分の報告について
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第1号 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第8回）
- 議案第2号 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第9回）
- 議案第3号 令和元年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第4号 令和元年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第5号 令和元年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 議案第6号 令和元年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 議案第7号 令和2年度小金井市一般会計予算
- 議案第8号 令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和2年度小金井市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和2年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度小金井市下水道事業会計予算

- 議案第12号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 特別職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 小金井市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市土地開発公社の経営状況について
- 小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定について

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 地方議会活性化シンポジウム2019について

令和元年11月14日（木）シェラトン都ホテル東京において「令和時代の地方議会—多様な地方議会の姿から考える—」をテーマに開催された。

シンポジウムの概要は、総務省挨拶の後、基調講演、パネルディスカッションが行われた。

2 東京都市議会議長会定例総会について

令和元年11月20日（水）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第153回地方行政委員会の会議結果について

ウ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

エ 第226回東京都都市計画審議会の会議結果について

オ 令和元年度日中友好交流事業について

カ 令和元年東京市町村総合事務組合議会第2回定例会について

キ 関東市議会議長会支部長会議・第1回理事会の会議結果について

ク 全国市議会議長会第217回理事会及び第107回評議員会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第150回地方財政委員会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第154回地方行政委員会の会議結果について

サ 全国市議会議長会第166回社会文教委員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 令和2年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

イ 令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

ウ 令和2年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

エ 令和元年度東京都市議会議員研修会について

オ 各市提出議案について

(3) その他

ア 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿について

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 坂井えつ子議員 水上洋志議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 湯沢綾子議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和元年10月12日から令和2年1月29日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和元年11月25日(月) 令和元年第2回定例会

2 会議の概要

令和元年11月25日(月) 令和元年第2回定例会

行政報告5件及び議案4件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和元年度 公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 令和元年度 昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について
- 4 平成30年度 公立昭和病院中期計画の点検・評価について
- 5 公立昭和病院病棟及び病床の再編について

以上5件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第8号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

議案第10号 令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第11号 平成30年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和元年11月22日（金） 令和元年第2回定例会

2 会議の概要

令和元年11月22日（金） 令和元年第2回定例会

議案10件を審議した。

議案第6号 平成30年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第7号 湖南衛生組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例

議案第8号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

議案第9号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例

議案第10号 湖南衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例

議案第11号 湖南衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 湖南衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 湖南衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）

以上8件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第15号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について

乃一祐太氏（識見を有する者）を選任することに同意した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和元年10月29日（火） 令和元年第2回定例会

2 会議の概要

令和元年10月29日（火） 令和元年第2回定例会

議案4件を審議した。

議案第6号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例

議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決
定した。

議案第8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認
定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第9号 令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和元年10月30日（水） 令和元年第2回定例会

2 会議の概要

令和元年10月30日（水） 令和元年第2回定例会

議案3件を審議した。

第7号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第8号議案 東京都十一市競輪事業組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第9号議案 平成30年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和元年10月28日（月） 令和元年第2回定例会

2 会議の概要

令和元年10月28日（月） 令和元年第2回定例会

議案3件を審議した。

第1号報告 平成30年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
決算に基づく資金不足比率の報告について

慎重審議の結果、報告のとおり承認することと決定した。

第1号認定 平成30年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第9号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関
係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和元年11月12日（火） 令和元年第2回定例会

2 会議の概要

令和元年11月12日（火） 令和元年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第6号 浅川清流環境組合技術管理者の資格を定める条例の制定について
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第7号 平成30年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第8号 令和元年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

令和2年度

施政方針

令和2年2月19日

小金井市長

西岡真一郎

目 次

1 はじめに	1
2 令和2年度予算の概要と市政運営の基本政策	3
3 むすびに	10

1 はじめに

令和2年第1回市議会定例会の開会に当たり、令和2年度の市政運営方針につきまして所信を申し述べ、市長として2期目となります市政運営の推進のため、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、市政の最優先課題である可燃ごみの処理について御礼を申し上げます。可燃ごみの処理につきましては、日野市の御理解の下、国分寺市、小金井市の3市で設立した浅川清流環境組合において、平成29年11月から日野市内にて新可燃ごみ処理施設の建築工事を開始し、昨年12月から試運転に伴う可燃ごみの全量搬入が開始され、本年4月から本格稼働する予定となっております。本市といたしましては、共同処理が円滑に進むよう与えられた役割の重大さを認識し、誠実に責任を果たすべく全力を尽くしてまいり所存です。新施設周辺にお住まいの皆様を始めとした日野市民の皆様及び関係者の皆様へ深く感謝を申し上げます。

また、13年間に及ぶ本市の可燃ごみの処理に係る御支援に対しまして、御理解と御協力をいただいております全ての施設周辺にお住まいの皆様及び多摩地域の各団体や東京都など関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

あわせて、廃棄物の最終処分場の運営について、多大なる御理解と御協力をいただいている日の出町の皆様に心より感謝を申し上げます。

市民の皆様におかれましては、日頃よりごみの減量及び資源化の取組に御協力いただき感謝申し上げますとともに、各施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様の御負担を少しでも軽減するため、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

続いて、市政運営についての基本的な方針及び主要な事業について、申し上げます。

最初に、庁舎建設についてです。本市長年の課題であった市庁舎問題を解決すべく、新庁舎と（仮称）新福祉会館を合わせて整備することによって本市の総合サービスの提供基盤を築くことを目指し、基本設計を進めてきているところ、基本設計案についてパブリックコメントを実施するなど、施設概要の取りまとめに向けた最終段階を迎えております。

この庁舎と複合施設では、自治体の重要な責務の一つである災害発生時における市民の皆様の生命と財産を守るための拠点としての機能強化・充実を図るとともに、施設内外に交流の場となるスペースを整備するなど、市民の皆様にも長く愛される施設となるようにしてまいりたいと考えています。今後は、実施設計において施工者選定に向けた準備を進めるとともに細部の確認作業を行っていくこととなりますが、本市の節目ともなる本事業を前進させるべく、引き続きの御理解、御協力をお願い申し上げます。

ます。

次に、本市のごみ処理につきましては、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」の実現に向け、私たち一人一人が自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を更に推進することが重要です。引き続き、リデュース（発生抑制）を最優先とし、次にリユース、そしてリサイクルの取組を進めてまいります。昨年から実施している食品ロス削減プロジェクト「2020運動」を引き続き推進してまいりますので、多くの方々の御協力をお願いいたします。また、市民の皆様の生活環境に支障が生じないよう、安心・安全・安定的な適正処理を推進する取組として、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物の適正な処理体制を確立するため、現在、中間処理場と二枚橋焼却場跡地を建設予定地として整備事業を進めているところでございます。令和元年度は、二枚橋焼却場跡地に整備する施設に関する事業者選定を進めており、令和2年度は、設計を行うとともに、中間処理場現施設解体の事業者選定、用地取得等の推進を予定しています。

私たち基礎的自治体の使命は、言うまでもなく「住民福祉の増進」であります。全ての市民が安全、安心で快適に暮らすことができるよう日常生活の基盤を整えるとともに、子育て環境日本一を目指した子育て・子育て・教育環境の向上や少子高齢化の進行を見据えた高齢者福祉の充実など、誰もが自分らしく、生き生きと心豊かな生活を送ることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

そして、持続可能な財政運営と市民サービス向上を実現していくためには、行財政改革の推進が引き続き欠かせません。これまで「行財政改革プラン」に基づく取組を進め、平成29年度から令和2年度末までの財政効果は約7億円、職員削減は36人の見込みとなっており、この間、福祉保健部・子ども家庭部等に14人を重点配置してまいりました。令和2年度は、次期「行財政改革プラン」の策定にも、市民参加で取り組んでまいります。

また、公共施設マネジメントにつきましては、平成28年度に策定しました「公共施設等総合管理計画」の改定に向けた取組に着手してまいります。まず令和2年度は、教育委員会と連携し、公共施設の実態整理及び現状分析、簡易劣化調査等の状況を踏まえたメンテナンスの実施計画として個別施設計画の取りまとめを進めてまいります。

「公共施設等総合管理計画」の改定に当たっては、個別施設計画の内容反映が欠かせないことから、令和3年度にまたがる2か年事業として適切かつ着実に取組を進めてまいります。

令和2年度は、「第4次基本構想・後期基本計画」の最終年度に当たります。将来の更なる少子高齢化などを踏まえ、令和3年度から始まる10年間の新たな市政運営の

指針について熟慮を重ね、市民のしあわせの増進の実現に向けて「第5次基本構想・前期基本計画」の策定に取り組んでまいります。

本年は、7月から9月にかけて、待望の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。7月15日には市内の東西を結ぶ聖火リレーが予定されているとともに、7月25日及び26日に実施される自転車競技（ロード）では、東八道路及び小金井街道がコースの一部となっており、競技実施等に伴う安全配慮や機運醸成など大会の成功に向けて取り組んでまいります。女子マラソンには日本郵政の鈴木亜由子選手の出場が内定されており、活躍が期待されます。また、6月以降に江戸東京たてもの園に東京2020大会マスコット像が設置されることも発表されており、この、またとない機会に一体となって本市ゆかりの選手を応援するなど、市民の皆様にとって記憶に残る大会としていきたいと考えています。大会の基本コンセプトの一つである「多様性と調和」を本市の未来へとつなげていくことなど、目に見えないレガシーを残すことも大切にしていまいります。

2 令和2年度予算の概要と市政運営の基本政策

令和2年度予算の概要及び市政運営の基本政策について、申し上げます。

本市の市政運営は将来像の実現に向けた中期財政計画を策定し、実施計画を見直すとともに、長期財政見通しを持って潜在的な魅力の向上に努めてまいりました。そして、令和2年度予算編成は、「第4次基本構想・後期基本計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度であることを踏まえ、将来にわたって魅力あるまちであり続け、より一層戦略的に選ばれるまちを目指していくための予算として編成しました。

本市の財政状況は、起債の抑制と基金の積立を積極的に行い、持続可能な財政運営の構築に努めてきた結果、平成30年度決算においても実質公債費比率、将来負担比率等は改善されてきましたが、単年度における財政構造の弾力性等を示す経常収支比率からは厳しい財政状況が明らかであり、財政規律を緩めることなく、市民から信頼される市政の実現に向けて、コンプライアンスの推進にも努めていかなければなりません。令和2年度予算は、一般会計435億2,700万円、前年度対比2億9,800万円、0.7%の減、特別会計及び公営企業会計を合わせた全会計では670億703万1千円で、前年度対比3億516万円3千円、0.5%の増となりました。詳しくは、本定例会に御提案申し上げております各会計別予算案の中で、御説明申し上げます。

それでは、私が掲げたまちづくりの3つの基本政策の柱に沿いまして、今後予定する取組等について申し上げます。

はじめに、「自然・まち・暮らしが調和するまちづくり」についてであります。

駅周辺のまちづくりにつきましては、武蔵小金井駅南口第2地区再開発事業の施設竣工が本年5月といよいよ間近に迫り、周囲からは、はげをイメージした美しい植栽の姿も見られるようになってまいりました。6月には商業施設のグランドオープンも予定されています。施設内には地域からの期待が高かった郵便局や子育て支援施設等のほか、食品、ファッション、小児科クリニックなど、多彩で魅力的な店舗が出店すると伺っており、駅周辺の更なるにぎわいと利便性の向上が期待されます。駅北口につきましても、駅前にふさわしいにぎわいの拠点の再生に向けて、再開発等によるまちづくりの検討が進められています。東小金井駅北口の土地区画整理事業では駅前広場のバスシェルターや電線地中化の工事が進んでおり、令和2年度には市民参加による駅前広場と都市計画道路の樹種選定や奉仕団体から御寄贈いただいた時計塔の設置などを予定しています。これら駅周辺の拠点整備などにより利便性の向上に努めるとともに、本市の大きな魅力である豊かなみどりと水、落ち着いた住環境が両立する暮らしやすいまちを目指し、取組を進めてまいります。

みどりと水を始めとするかけがえのない地域環境を確保し、本市の魅力を将来世代へ継承していくため、「環境基本計画」の改定に取り組み、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。また、緑地の保全や緑化の推進に関する「緑の基本計画」及び気候変動に伴う昨今の異常気象等による様々な被害に対応する施策も盛り込んだ「地球温暖化対策地域推進計画」の改定に取り組みます。昨年12月には、本市で初めて公用車として電気自動車を導入し、令和2年度も更なる導入を行ってまいります。今後も地球温暖化対策の一環として、環境に配慮した取組を進めてまいります。

まちなにぎわい創出につきましては、生活都市にふさわしい産業の育成等を目指し、「産業振興プラン」の取組を進めているところです。小金井の強みをいかした地域経済の活性化を目指し、商工会、商店会等の関係者の皆様の御意見も伺いつつ、令和2年度は新たなプランの策定を行ってまいります。また、都市農業振興基本法の施行により、都市における農地・農業の在り方が大きく転換する中で、本市においても将来を見据えた実効性ある農業振興施策や農地の保全に寄与する取組を推進するため、農業関係者等の皆様の声を聴きながら、新たな農業振興計画を策定いたします。多くの

市民の皆様にご利用いただいている市民農園につきましては、令和3年4月に(仮称)ぬくいきた第2市民農園の開園を予定しており、園芸を通して市民の皆様のより豊かな余暇生活の実現に資するとともに、都市農業への理解促進に努めてまいります。

次に地域における安全、安心な暮らしについてです。まず、市民の生命、財産を守るために昼夜を問わず活動していただいている消防団員の方々とその御家族、関係者の皆様にご心より感謝申し上げます。昨年、関東甲信地方、東北地方などに大きな被害をもたらした台風19号の接近の際、本市においても早い段階から自主避難所を設置するなど最大級の警戒に努めたことは記憶に新しく、今後、発生が想定されている多摩直下地震等への備えなど、市全体の防災力の更なる向上が求められるところです。地震や風水害などによる災害から一つでも多くの命と貴重な財産を守るためには、「自助」と「共助」の2つの理念に立つ市民と「公助」の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせません。いざというときの備えの更なる徹底が求められるところであり、防災関係機関との連携強化や自主防災組織を始めとした地域住民の防災力向上に努めてまいります。令和2年度は、新たに東京都から公表された浸水予想区域図及び土砂災害警戒区域を掲載した防災マップの改定及び全世帯配布を行います。加えて、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進、木造住宅耐震診断の助成額拡充を行うとともに、新たに避難路に面するブロック塀等撤去の一部助成を実施するなど、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

また、防犯面においては、市、市民、事業者、警察等が相互の連携を深め、円滑かつ効果的な防犯協力体制づくりを目指します。

一方で、コミュニティバス再編事業、ムサコ通り及び緑中央通りの無電柱化推進など市民の皆様の安全性、利便性、快適性を向上する取組に努めます。都市計画道路の整備につきましては、昨年10月に東京都知事宛てに要望書を提出しておりますとおり、市民の皆様の十分な御理解や環境への配慮などに留意し、適切に対応してまいります。

また、基本構想に即した魅力的なまちづくりや住環境等の実現に向けて、令和4年度からの新たな「都市計画マスタープラン」及び「住宅マスタープラン」の策定に取り組んでまいります。住みやすい、住み続けたいまちであり続けるために、少子高齢化の到来など長期的視点を踏まえたまちづくりについて、しっかりと検討を重ねてまいります。

続いて、「すべての人が自分らしく、安心して暮らせるまちづくり」についてであり

ます。

人生100年時代に向けて、全ての人が元気で活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会をつくることが重要な課題となっており、将来を見据えた取組が必要です。

高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組として、福祉総合相談窓口の整備を進め、(仮称)新福祉会館での本稼働に向け、本年10月には社会福祉協議会内での試行を開始いたします。

本市の高齢者人口は今後も増加する傾向にあり、特に後期高齢者の方の増加が見込まれることから、運動機能を始めとした各種リスクに対する対応が、より重要になっていくと考えられます。介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図るべく、介護予防・重度化防止、地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり、地域で支え合う仕組みづくりに取り組むとともに、認知症の方やその御家族の視点を重視し、認知症への理解を深め、認知症高齢者の方等にやさしい地域づくりを推進します。また、一人暮らし等の高齢者の方が地域コミュニティの中で交流ができる機会を増やすため、会食会・交流会を新たに実施します。

障がい者施策につきましては、平成30年10月1日に施行した、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の趣旨を踏まえ、更なる障がいの理解促進、普及啓発に努めてまいります。地域生活において障がいのある方やその家族の緊急事態に対応できる体制づくりのため、市内の福祉関係機関等と連携・協力し、地域生活支援拠点として必要な機能の整備に努めるとともに、新たに住宅入居等支援事業を行ってまいります。

健康・医療に関する施策については、長寿社会において、誰もが生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関連団体と連携し、取り組んでいるところです。新たに、個別胃がん検診、子ども・高齢者向けの歯科相談、休日薬局2局体制、母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施します。今年1月から国内でも感染者が確認されている新型コロナウイルスなどの感染症対策についても東京都と連携を図り感染の拡大に備えてまいります。

また、人権が尊重され、多様性を認め合い誰もが自分らしく生きることができる社会を目指す取組として、本年秋頃から、パートナーシップ制度を実施するとともに、

男女共同参画施策の計画的実施のため、「男女共同参画行動計画」の改定に取り組みます。多文化共生社会の実現に向けては、日本語スピーチコンテストなどの国際交流事業を通じて、更なる外国籍市民との交流を図り、理解を深めるよう努めてまいります。

生涯学習に関する施策については、誰もが学びを通して更に豊かな人生を送れるよう、年齢、障がいの有無、経済状況、国籍などに関わらず参加できる学習機会の提供に努めます。また、多様な人々への理解を深める学習活動や文化・芸術、スポーツなどの機会をより多く提供できるよう取り組むとともに、「生涯学習推進計画」の改定を進めてまいります。

続いて、「子どもが子どもらしく、のびのびと育つまちづくり」についてであります。

全国的に少子高齢化が進行する中、本市の年少人口は増加傾向を続けていますが、将来的にはいつか減少に転じることを想定しておかなければなりません。子どもたちの笑顔があふれるまちであり続けるため、切れ目のない子育て支援と教育環境の向上によって、子育て世代にとって魅力あるまちであるとともに、一人一人の子どもたちにとっても住みやすいまちを目指し、更なる取組を進めてまいります。

とりわけ待機児童の解消につきましては、待機児童ゼロを目指して特に力を入れてきたところであり、新規施設の開園や既存園の定員拡充などにより、平成27年4月から平成31年4月にかけて、1,000人を超える定員増を行ったところです。しかしながら、平成31年4月の待機児童は111人であり、いまだ待機児童の解消には至っておりません。依然として保育園に入所できない方々のためにも、今後5年間でさらに1,000人の定員増を図るなど、引き続き保育定員の確保に努めてまいります。また、令和元年度から実施している病児・病後児保育事業の更なる拡充に向けた準備を進めるなど、保育サービスの充実に努めてまいります。

学童保育所の利用者増加への対応についても課題となっており、これまでの全入措置を堅持しつつ、あかね第4・第5学童の開所やたまむし学童の学校施設利用など、児童の安全性、保育の質に留意した保育環境整備を柔軟に進めてまいります。

子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりにつきましては、放課後子ども教室の更なる充実を図ります。また、新たに、学校と地域の連携・協力により地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の活性化も目指す地域学校協働活動推進事業に取り組んでまいります。

また、子どもの権利を守るため、子どもの声に寄り添い子どもが安心して相談できる救済機関として、(仮称)子どもオンブズパーソンの令和4年度設置に向けて準備を

進めます。

一方で、子育て世帯の負担軽減を図るため、昨年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に基づき、主に幼稚園利用者、認可外保育施設利用者への給付を開始しました。併せて認可保育園3歳児クラス以上の食材料費について、原則、保護者負担なしとする補助金を創設いたしました。そのほか、小・中学生の保健向上と健やかな育成を図ることを目的とする義務教育就学児医療費助成事業については、昨年10月から、小学校1年生から3年生までの児童の保護者の所得制限を廃止し、受給対象児童の拡大を図るなど、引き続き子育て環境の充実を推進してまいります。

続きまして、学校教育についてであります。子どもたち一人一人が国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、自分の良さや可能性が認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められており、本市では、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視し取り組んでまいります。

令和2年度には全面実施される新しい小学校学習指導要領に基づき、外国人による英語指導（ALT）の充実を図ってまいります。また、これまでのオリンピック・パラリンピック教育の集大成として市立小・中学校の児童・生徒が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦を通じて、ボランティアマインド、障がい者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚の5つの資質を育ててまいります。一方、いじめ、不登校等の生活指導上の課題につきましては、スクールソーシャルワーカーの増員やいじめ防止条例検討委員会での検討を重ねながら「(仮称)小金井市いじめ防止対策推進条例」の制定を行い、一人一人の児童・生徒、保護者への支援体制の充実を図ります。また、本市の学校教育の質を更に高め、推進していくため、「明日の小金井教育プラン」の改定に取り組めます。

教育用のICT環境の整備につきましては、国の整備方針を踏まえ、令和元年度から導入した児童用携帯型情報端末の台数充実を図るとともに、ネットワークの充実やセキュリティ対策の強化に取り組んでまいります。また、子どもたちにとって、安全、安心で快適な学校環境を確保するため、全ての市立小学校の屋内運動場にエアコンを設置いたします。特別教室及び給食室のエアコン設置、トイレ洋式化につきましても、令和2年度に策定する「学校長寿命化計画」を踏まえた計画的な整備や施設の更新に努めます。

続いて、これからの自治体運営と市役所改革についてであります。

新たな時代に向けて、市民の力や地域の力がもっといかされる小金井になっていか

なければなりません。行政と市民との協働につきましては、市民協働支援センター準備室との更なる連携を図るとともに、市内NPO法人への市職員派遣研修、協働事業提案制度等を通じた協働意識のボトムアップなど、推進を図ってまいります。また、何よりも大切なのは、市民の皆様の率直な声に耳を傾け、それを市政に反映していくことであり、引き続き、普段声を聴くことのできる機会の少ない若い世代も含めた幅広い世代の市民参加の推進に取り組んでまいります。そして、私自身は、これまで「市民と市長の座談会」、「町会長・自治会長連絡会」、子どもたちと一緒に給食を食べながら会話する「小・中学校14校の訪問」、様々な職場の職員と直接話す「市長と職場の懇談」など、できる限り現場を訪れ直接対話する機会を重んじてまいりました。これからも今までどおりこの姿勢を継続し、市民の皆様との「対話」、市議会の皆様との「対話」を大切にするとともに、職員との「対話」を更に重ねて課題を共有し、市役所が市民の役に立つ所と感じていただけるよう全庁一丸となって市政運営に取り組んでまいります。

民間企業等との連携につきましては、イトーヨーカ堂武蔵小金井店での障害者福祉事業所の物品販売、地域での高齢者の見守り、総合学院テクノスカレッジ体育館の市民利用など、行政だけでは難しい取組を実現してきたところです。今後も様々なケースでの連携の可能性があり、民間企業や大学等との包括連携協定を生かした新たな取組の推進を図ってまいります。

また、目覚ましい進展を続ける先端技術の積極的な活用やSDGsへの対応など、社会潮流や時代の要請などに応じていくことを常に意識し、将来を見据えた取組の検討に努めてまいります。

そして、これらの新しい自治体経営を実現していくため、更なる市役所改革の取組が必要です。私が常々申し上げてきた、「継続すべきこと、見直すべきこと、廃止すべきこと、新たに取り組むべきこと」の4つの視点を常に意識し、業務の改善改革に取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、令和2年度は「行財政改革プラン」の最終年度に当たります。具体的な取組としては、歳入の確保につきまして引き続き市税収納率の維持・向上に努めるとともに、債権管理の推進に向けた徴収引継の試行等に取り組んでまいります。歳出の削減につきましては、市民サービスの向上と持続可能な財政運営に向けて、図書館業務委託、公民館センター化・業務委託、学校給食調理業務の更なる委託化等の公民連携アウトソーシングを推進するとともに、AI、RPAなどの新技術活用による業務の効率化を目指してまいります。また、職員の意識改革に向けて引き

続き改善改革運動に取り組むとともに、行財政改革市民会議の提言を踏まえた「行財政改革プラン」の改定を進めてまいります。

公立保育園の民営化につきましては、「保育計画」の策定を優先しつつ、保育士の確保や園舎の老朽化等、公立保育園が置かれている厳しい状況の中にあっても、待機児童の解消及び障がい児保育の拡充などの保育サービスの更なる拡充を行うため、スケジュール等の必要な見直しを行い、保護者の方々等の御理解をいただきながら進めるよう努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、施設の老朽化対策等を見据えつつ、令和2年度から地方公営企業法の適用による経営の安定化を図ってまいります。

また、市民が「住みやすい」、「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちを目指し、観光まちおこし協会等との連携を図りながら、本市への誇りや愛着の醸成と対外的な認知度の向上を図ってまいります。SNSの更なる活用による積極的な情報発信など、本市の地域資源の素晴らしい魅力を伝え、高めていく「あるのみがき」を意識した取組を進めてまいります。

市民サービスの質を支える適正な事務執行につきましては、職員研修の充実など人材育成に努めるとともに、市民の皆様の信頼をいただけるよう、コンプライアンス推進の取組を着実に進めてまいります。また、職員の働き方改革にもしっかりと取り組み、効率的な業務の推進に努めてまいります。

3 むすびに

平成から令和へと新しい時代に移り、初めての年明けは、穏やかな晴天にも恵まれ、改めて、平和な日常生活を送ることができる有り難さを実感したところです。これらは当たり前のことではなく、一人一人が努力を継続することを決して忘れてはなりません。また、気候変動がもたらす影響は年々深刻さを増しており、本市においても将来を見据え、本気で取り組んでいかなければなりません。このかけがえのない平和や守り育ててきた自然環境を次の世代へとつなげていくことは、今ここにいる私たちの役割であり、私はその先頭に立って全力で取り組んでまいります。

令和2年度は、「第5次基本構想・前期基本計画」を始め、市政の様々な分野の個別計画においても、今後、5年間、10年間の取組方針等を検討し、進むべき方向を決めていく重要な時期となります。56年振りに東京でオリンピックが開催される特別な年が、本市にとっても充実した節目の1年となるよう、市民の皆様の声をしっかりと受け止め、持続可能な市政運営のための実効性ある計画づくりに努めてまいります。

また、私にとりまして、昨年12月に再び市政を託され、新たなスタートとなる極めて重要な1年であり、市民の皆様一人一人が、しあわせを実感できるよう、着実に取組を推進してまいります。

私は、これからの小金井市において、3つのつながりを深めることが欠かせないと考えています。1つ目は孤立を生まない「人と人のつながり」、2つ目はコミュニティの希薄化を生まない「人と地域のつながり」、3つ目は活性化を生み出す「多様なつながり」です。地域資源や市民力が最大限にいかされるよう市役所がこれら様々なつながりをコーディネートする役割を果たし、本市の未来への土台を築くとともに、誇れるまち小金井市を将来世代にしっかりと引き継いでいけるよう、全身全霊を傾けて取組を進めてまいります。

市民の皆様及び市議会議員各位には、より一層の御理解、御協力をお願いし、本定例会に提案申し上げております令和2年度予算案を始め、各種案件につきまして、十分精査の上、御議決いただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額	その他の条件
1	平成31年1月7日	<p>日時：平成30年10月15日（月）午前8時57分頃</p> <p>場所：小金井市緑町三丁目2番31号先路上</p> <p>事件概要： 環境政策課職員が業務中に庁用車を運転し、左折しようとした際に、相手方所有のブロック塀及びフェンスに接触し、その一部を破損させた。</p>	小金井市 A氏	75,600円	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
2	平成31年3月4日	<p>日時：平成31年1月10日（木）午後0時30分頃</p> <p>場所：小金井市梶野町四丁目7番19号先路上</p> <p>事件概要： 路線バスが走行中、歩道の植栽帯から車道に越境していた街路樹に接触し、左ミラー一部分を破損した。</p>	小金井市 株式会社A	34,436円	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
3	令和元年5月13日	<p>日時：平成28年4月1日（木）</p> <p>事件概要： 市非常勤職員が薬局で保険証を提示せず薬の処方を受けた後、退職したため、薬局は市職員課発行の平成28年4月1日付け「健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書」を基に保険請求をしたが、記載された記号・番号の誤記により医療費の支払を受けられないまま時効で請求権が消滅した。</p>	小金井市 A薬局	3,940円	市と相手方との間には、本件に関する何らの債権債務がない。
4	令和元年7月1日	<p>日時：令和元年5月22日（水）午後9時頃</p> <p>場所：小金井市前原町五丁目9番18号小金井市消防団第4分団敷地内</p> <p>事件概要： 消防団員が消防ポンプ車を運転し、車庫入れをしようとした際に、敷地内に駐車していた相手方車両に接触し、右後方のドアを破損させた。</p>	小金井市 B氏	186,418円	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
5	令和元年8月26日	<p>日時：令和元年7月25日（木）午後2時45分頃</p> <p>場所：小金井市東町一丁目3番91号小金井市東センター前路上</p> <p>事件概要： ごみ対策課職員が業務中に庁用車を路上に停車していた際に、駐車場から後退してきた相手方車両が接触し、庁用車後方部分が破損した。</p>	ふじみ野市 C氏	100,459円	市は、相手方に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
6	令和元年11月27日	<p>日時：令和元年10月1日（火）午前9時35分頃</p> <p>場所：小金井市中町一丁目13番5号付近路上</p> <p>事件概要： ごみ対策課職員が業務中に庁用車を運転し、相手方車両とすれ違う際に、相手方車両の外側に突き出した荷崩れ防止用コンクリートパネルと接触し、庁用車右側荷台幌が破損した。</p>	昭島市 D氏	183,040円	市は、相手方に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所	小金井市
氏 名	坪 井 ヤ エ 子
年 齢	73歳
職 業	無 職

令和2年2月19日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

諮問第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 つぼ い 井 ヤ エ 子

年 齢 73歳

学 歴

昭和42年3月

昭和女子大学短期大学初等教育学科卒業

職 歴

昭和42年4月～平成19年3月

東京都公立小学校勤務

平成6年4月～19年3月

武蔵野市立小学校校長

平成17年4月～19年3月

武蔵野市社会教育委員

平成18年4月～19年3月

武蔵野市立公立小学校長会長

平成19年4月～現 在

スリランカ教育支援ボランティア

平成20年7月～現 在

法務省人権擁護委員

平成22年4月～現 在

武蔵野ユネスコ協会理事

賞 罰

平成19年 3月

東京都教育委員会感謝状

平成19年 6月

武蔵野市教育委員会感謝状

平成19年11月

武蔵野市長表彰

平成25年10月

小金井市感謝状

令和 元年10月

法務大臣表彰

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所	小金井市
氏 名	草 川 と み 子
年 齢	74歳
職 業	無 職

令和2年2月19日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

諮問第2号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 草 川 と み 子

年 齢 74歳

学 歴

昭和42年3月

石川県立保育専門学園卒業

職 歴

昭和42年4月～	46年10月	石川県加賀市職員（保育士）
昭和57年8月～平成	9年 4月	日産生命保険相互会社
平成 9年8月～	24年 4月	朝日生命保険相互会社
平成28年1月～現	在	小金井市シルバー人材センター会員
平成29年7月～現	在	法務省人権擁護委員

賞 罰

な し

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所	小金井市
氏 名	南 出 行 生
年 齢	73歳
職 業	弁護士

令和2年2月19日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 みなみ南 で出 ゆき行 お生

年 齢 73歳

学 歴

昭和48年3月

一橋大学法学部卒業

経 歴

昭和51年	4月		東京弁護士会登録、中村法律事務所入所	
昭和52年	4月		榎本南出法律事務所開設	
平成3年	～現	在	日本賠償科学会評議員	
平成3年	6月～現	在	武蔵野市法律相談員	
平成11年	7月		南出行生法律事務所開設	
平成13年	7月～現	在	武蔵野市情報公開委員会委員	
平成15年	10月～現	在	小金井市個人情報保護・情報公開審査会委員	
平成16年	4月～	29年	3月	東京医科歯科大学大学院非常勤講師
平成17年	4月		シリウス総合法律事務所開設、パートナー就任	
平成27年	9月～現	在	浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会委員	
平成27年	12月～現	在	浅川清流環境組合個人情報保護運営審議会委員	

平成29年 7月～現

在 法務省人権擁護委員

賞 罰

な し

議案第1号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第8回)

令和元年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,647,482千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 8,056,496	千円 29,752	千円 8,086,248
	1 国庫負担金	6,119,360	29,752	6,149,112
18 繰入金		2,204,462	10,000	2,214,462
	1 基金繰入金	2,202,306	10,000	2,212,306
歳入合計		46,607,730	39,752	46,647,482

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 22,115,091	千円 40,705	千円 22,155,796
	2 児童福祉費	10,896,538	1,035	10,897,573
	3 生活保護費	3,808,420	39,670	3,848,090
13 予備費		66,464	△953	65,511
	1 予備費	66,464	△953	65,511
歳出合計		46,607,730	39,752	46,647,482

議案第1号資料1

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第8回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14国庫支出金		千円 8,056,496	千円 29,752	千円 8,086,248
	1国庫負担金	6,119,360	29,752	6,149,112
18繰入金		2,204,462	10,000	2,214,462
	1基金繰入金	2,202,306	10,000	2,212,306
歳入合計		46,607,730	39,752	46,647,482

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 22,115,091	千円 40,705	千円 22,155,796
	2 児 童 福 祉 費	10,896,538	1,035	10,897,573
	3 生 活 保 護 費	3,808,420	39,670	3,848,090
13 予 備 費		66,464	△953	65,511
	1 予 備 費	66,464	△953	65,511
歳 出 合 計		46,607,730	39,752	46,647,482

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 29,752	千円	千円	千円 10,953
			1,035
29,752			9,918
			△953
			△953
29,752			10,000

2 歳 入

款 14 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 6,117,274	千円 29,752	千円 6,147,026	6 生活保護費等負担金	千円 29,752

款 18 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,320,000	千円 10,000	千円 1,330,000	1 財政調整基金繰入金	千円 10,000

説	明
1 生活保護費等負担金 (生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地 域 福 祉 課) _____ 千円 29,752

説	明
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課) _____ 千円 10,000

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 学童保育所費	436,608	1,035	437,643			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
1,035				
256	11 需用費	246	1 学童保育所維持管理に要	
	1 消耗品費	238	する経費	(児童青少年課) 256
	14 医薬材料費	8		
	12 役務費	1	12 役 務 費	(1)
	2 電話料	1	電 話 料	1
			18 備品購入費	(255)
			維持管理機器類	255
779	18 備品購入費	788	2 学童保育所運営に要する	
			経費	(児童青少年課) 779
			11 需 用 費	(246)
			消 耗 品 費	238
			医 薬 材 料 費	8
			18 備品購入費	(533)
			一 般 機 器 類	371
			維 持 管 理 機 器 類	162

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 扶 助 費	3,455,065	39,670	3,494,735	29,752		
				29,752		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
9,918			
9,918	20 扶助費	39,670	1 生活保護扶助に要する経 費 (地域福祉課) 39,670
			20 扶 助 費 (39,670) 生活保護扶助 39,670

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	66,464	△ 953	65,511			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 953		千円	千円

議案第1号資料2

令和元年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	平成30年度末現在高	令和元年度当初	年度算入	第4年度算入	補正状況			令和元年度末見込額	
							予算	回補	正額		
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)		
1	財政調整基金	元金 利子 計	3,033,872		279	1,100,000	1,100,000	0	1,100,000	880,000	2,804,151
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,416		1			0	1		9,417
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,700,607		238	200,000	200,000	0	200,000	116,846	2,783,999
4	地域福祉基金	元金 利子 計	767,758		72	20	20	0	20	18,500	749,350
5	環境基金	元金 利子 計	1,526,044		200,000	40	200,040	0	200,040	636,100	1,094,147
6	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029		1			0	1		3,030
7	みどりと公園基金	元金 利子 計	3,014		1	75	75	0	75	1,050	2,040
8	市営住宅整備基金	元金 利子 計	57,378		3,304		3,304	0	3,304	1,710	58,978
9	教育施設整備基金	元金 利子 計	207,058		500	80	580	0	580	112,100	95,558
10	土地開発基金	元金 利子 計			20	80	600	0	600	112,100	66
合	計	元金 利子 計	8,308,241		203,804	1,300,215	1,504,019	0	1,504,019	1,766,306	7,600,736

生活保護扶助調べ

区分	令和元年度 当初予算 A	令和元年度 決算見込額 B	今回補正額 C = B - A
世帯	1,515世帯	1,580世帯	65世帯
人員	1,697人	1,777人	80人
生活扶助	1,065,612千円	1,132,266千円	66,654千円
住宅扶助	828,547千円	831,791千円	3,244千円
教育扶助	4,587千円	3,988千円	△ 599千円
介護扶助	43,891千円	60,655千円	16,764千円
医療扶助	1,496,254千円	1,444,602千円	△ 51,652千円
出産扶助	0千円	0千円	0千円
生業扶助	3,531千円	2,869千円	△ 662千円
葬祭扶助	5,884千円	8,101千円	2,217千円
施設事務費	4,959千円	8,663千円	3,704千円
総計	3,453,265千円	3,492,935千円	39,670千円

議案第2号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第 9 回)

令和元年度小金井市一般会計補正予算（第9回）

令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,657,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 21,268,208	千円 450,844	千円 21,719,052
	1 市 民 税	11,344,903	450,844	11,795,747
13 使用料及び手数料		842,508	△4,199	838,309
	1 使 用 料	396,333	△3,018	393,315
	2 手 数 料	446,175	△1,181	444,994
14 国 庫 支 出 金		8,086,248	△143,925	7,942,323
	1 国 庫 負 担 金	6,149,112	13,723	6,162,835
	2 国 庫 補 助 金	1,904,481	△157,648	1,746,833
15 都 支 出 金		7,047,940	△245,319	6,802,621
	1 都 負 担 金	1,968,654	5,393	1,974,047
	2 都 補 助 金	4,230,695	△89,764	4,140,931
	3 委 託 金	848,591	△160,948	687,643
16 財 産 収 入		26,554	2,412	28,966
	1 財 産 運 用 収 入	11,677	1,821	13,498
	2 財 産 売 払 収 入	14,877	591	15,468
17 寄 附 金		12,751	94	12,845
	1 寄 附 金	12,751	94	12,845
18 繰 入 金		2,214,462	△10,905	2,203,557
	1 基 金 繰 入 金	2,212,306	△10,905	2,201,401
20 諸 収 入		534,486	14,507	548,993
	5 雑 入	483,892	14,507	498,399
21 市 債		1,454,400	△53,000	1,401,400
	1 市 債	1,454,400	△53,000	1,401,400
歳 入 合 計		46,647,482	10,509	46,657,991

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 379,850	千円 1,214	千円 381,064
	1 議 会 費	379,850	1,214	381,064
2 総 務 費		5,217,889	566,710	5,784,599
	1 総 務 管 理 費	4,186,757	593,668	4,780,425
	2 徴 税 費	541,393	△12,060	529,333
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	299,372	△8,854	290,518
	4 選 挙 費	150,126	△2,969	147,157
	5 統 計 調 査 費	6,298	△2,630	3,668
	6 監 査 委 員 費	33,943	△445	33,498
3 民 生 費		22,155,796	621,925	22,777,721
	1 社 会 福 祉 費	7,378,311	△22,570	7,355,741
	2 児 童 福 祉 費	10,897,573	646,110	11,543,683
	3 生 活 保 護 費	3,848,090	△2,226	3,845,864
	4 国 民 年 金 費	31,822	611	32,433
4 衛 生 費		4,564,081	25,923	4,590,004
	1 保 健 衛 生 費	1,107,362	16,172	1,123,534
	2 清 掃 費	3,456,719	9,751	3,466,470
5 労 働 費		15,190	△880	14,310
	1 労 働 諸 費	15,190	△880	14,310
7 商 工 費		659,849	△42,408	617,441
	1 商 工 費	659,849	△42,408	617,441
8 土 木 費		6,065,799	△1,176,928	4,888,871
	1 土 木 管 理 費	246,178	△10,116	236,062
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,194,618	△188,420	1,006,198
	4 都 市 計 画 費	4,611,377	△978,392	3,632,985
10 教 育 費		3,569,694	12,480	3,582,174
	1 教 育 総 務 費	650,240	21,429	671,669
	2 小 学 校 費	1,068,169	3,039	1,071,208
	3 中 学 校 費	605,704	△15,578	590,126
	4 社 会 教 育 費	733,038	2,398	735,436
	5 保 健 体 育 費	512,543	1,192	513,735

款	項	補正前の額	補正額	計
11 公債費		千円 2,383,292	千円 △6,974	千円 2,376,318
	1 公債費	2,383,292	△6,974	2,376,318
13 予備費		65,511	9,447	74,958
	1 予備費	65,511	9,447	74,958
歳出合計		46,647,482	10,509	46,657,991

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	千円 13,611
8 土木費	4 都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理事業委託料	24,355

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
保育計画策定支援委託料その2	令和元年度 ～令和2年度	3,456千円

第4表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
5	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 275,000	千円 222,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
	合計	1,454,400	1,401,400	

議案第2号資料1

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 9 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 21,268,208	千円 450,844	千円 21,719,052
	1市 民 税	11,344,903	450,844	11,795,747
13使 用 料 及 び 手 数 料		842,508	△4,199	838,309
	1使 用 料	396,333	△3,018	393,315
	2手 数 料	446,175	△1,181	444,994
14国 庫 支 出 金		8,086,248	△143,925	7,942,323
	1国 庫 負 担 金	6,149,112	13,723	6,162,835
	2国 庫 補 助 金	1,904,481	△157,648	1,746,833
15都 支 出 金		7,047,940	△245,319	6,802,621
	1都 負 担 金	1,968,654	5,393	1,974,047
	2都 補 助 金	4,230,695	△89,764	4,140,931
	3委 託 金	848,591	△160,948	687,643
16財 産 収 入		26,554	2,412	28,966
	1財 産 運 用 収 入	11,677	1,821	13,498
	2財 産 売 払 収 入	14,877	591	15,468
17寄 附 金		12,751	94	12,845
	1寄 附 金	12,751	94	12,845
18繰 入 金		2,214,462	△10,905	2,203,557
	1基 金 繰 入 金	2,212,306	△10,905	2,201,401
20諸 収 入		534,486	14,507	548,993
	5雑 入	483,892	14,507	498,399
21市 債		1,454,400	△53,000	1,401,400
	1市 債	1,454,400	△53,000	1,401,400
歳 入 合 計		46,647,482	10,509	46,657,991

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 379,850	千円 1,214	千円 381,064
	1 議 会 費	379,850	1,214	381,064
2 総 務 費		5,217,889	566,710	5,784,599
	1 総 務 管 理 費	4,186,757	593,668	4,780,425
	2 徴 税 費	541,393	△12,060	529,333
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	299,372	△8,854	290,518
	4 選 挙 費	150,126	△2,969	147,157
	5 統 計 調 査 費	6,298	△2,630	3,668
	6 監 査 委 員 費	33,943	△445	33,498
3 民 生 費		22,155,796	621,925	22,777,721
	1 社 会 福 祉 費	7,378,311	△22,570	7,355,741
	2 児 童 福 祉 費	10,897,573	646,110	11,543,683
	3 生 活 保 護 費	3,848,090	△2,226	3,845,864
	4 国 民 年 金 費	31,822	611	32,433
4 衛 生 費		4,564,081	25,923	4,590,004
	1 保 健 衛 生 費	1,107,362	16,172	1,123,534
	2 清 掃 費	3,456,719	9,751	3,466,470
5 労 働 費		15,190	△880	14,310
	1 労 働 諸 費	15,190	△880	14,310
7 商 工 費		659,849	△42,408	617,441
	1 商 工 費	659,849	△42,408	617,441
8 土 木 費		6,065,799	△1,176,928	4,888,871
	1 土 木 管 理 費	246,178	△10,116	236,062
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,194,618	△188,420	1,006,198
	4 都 市 計 画 費	4,611,377	△978,392	3,632,985

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			1,214
			1,214
404		△4,805	571,111
3,034		△4,805	595,439
			△12,060
			△8,854
			△2,969
△2,630			
			△445
606,293		△9,204	24,836
△26,512		423	3,519
632,805		△9,627	22,932
			△2,226
			611
		△1,032	26,955
		△872	17,044
		△160	9,911
			△880
			△880
△32,560			△9,848
△32,560			△9,848
△967,846	△53,000	△1,451	△154,631
1,840			△11,956
△168,129		△1,181	△19,110
△801,557	△53,000	△270	△123,565

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 3,569,694	千円 12,480	千円 3,582,174
	1 教 育 総 務 費	650,240	21,429	671,669
	2 小 学 校 費	1,068,169	3,039	1,071,208
	3 中 学 校 費	605,704	△15,578	590,126
	4 社 会 教 育 費	733,038	2,398	735,436
	5 保 健 体 育 費	512,543	1,192	513,735
11 公 債 費		2,383,292	△6,974	2,376,318
	1 公 債 費	2,383,292	△6,974	2,376,318
13 予 備 費		65,511	9,447	74,958
	1 予 備 費	65,511	9,447	74,958
歳 出 合 計		46,647,482	10,509	46,657,991

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 4,465	千円	千円 4,973	千円 3,042
		780	20,649
2,147			892
2,318			△17,896
			2,398
		4,193	△3,001
			△6,974
			△6,974
			9,447
			9,447
△389,244	△53,000	△11,519	464,272

2 歳入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 個 人	千円 10,584,748	千円 450,844	千円 11,035,592	1 現年課税分	千円 450,844

款 13 使用料及び手数料

項 1 使 用 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生使用料	千円 158,426	△ 千円 4,127	千円 154,299	1 民生使用料	千円 △ 4,127
3 衛生使用料	497	1,109	1,606	1 保健衛生使用料	1,109

款 13 使用料及び手数料

項 2 手 数 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 土木手数料	千円 4,993	△ 千円 1,181	千円 3,812	2 放置自転車等撤去手数料	千円 △ 1,181

款 14 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 6,147,026	千円 13,723	千円 6,160,749	1 社会福祉費負担金	千円 9,364

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	450,844

説	明	千円
1 学童保育育成料 (小金井市学童保育所条例第9条)	(児童青少年課) △	4,127
3 行政財産使用料 (小金井市行政財産使用料条例第2条)	(ごみ対策課)	1,109

説	明	千円
1 放置自転車等撤去手数料 (小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例第17条)	(交通対策課) △	1,181

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の4) 負担率 1/2	(保険年金課)	2,797
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条))	(自立生活支援課)	3,138
負担率 1/2		

款 14 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費負担金	4,359

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 34,409	千円 3,034	千円 37,443	1 総務管理費補助金	千円 3,034
2 民生費国庫補助金	294,877	331,163	626,040	1 社会福祉費補助金	△ 19,030
				2 児童福祉費補助金	350,193
4 土木費国庫補助金	1,393,044	△ 459,285	933,759	1 都市計画費補助金	△ 459,285

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	3,429
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	4,359

説	明	千円
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(情報システム課)	3,034
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	△ 19,030
4 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	2,085
6 子ども・子育て支援整備交付金 (子ども・子育て支援整備交付金交付要綱) 補助率 2/3	(児童青少年課)	18,912
7 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、2/3	(保 育 課)	37,033
9 保育所等整備交付金 (保育所等整備交付金交付要綱) 補助率 2/3	(保 育 課)	292,163
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	()	△ 459,285
都市計画課 補助率 5.5/10	()	14,850
まちづくり推進課 補助率 1/3、1/2	(△)	358,385
区画整理課 補助率 1/2	(△)	115,750

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 商工費国庫補助金	千円 151,868	千円 △ 32,560	千円 119,308	1 商工費補助金	千円 △ 32,560

款 15 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 1,967,065	千円 5,393	千円 1,972,458	1 社会福祉費負担金	千円 3,214
				2 児童福祉費負担金	2,179

説	明	千円
1 プレミアム付商品券事務費補助金 (プレミアム付商品券事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(経 済 課) △	32,560

説	明	千円
2 民生委員児童委員及び民生委員協議会経費負担金 (民生委員法第26条、民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する 経費の都負担金交付要綱) 負担率 10/10	(地 域 福 祉 課) △	1,930
3 心身障害者福祉手当負担金 (心身障害者福祉手当都負担金交付要綱) 負担率 10/10	(自 立 生 活 支 援 課) △	2,914
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3及び第72条の4) 負担率 3/4、1/4	(保 険 年 金 課)	4,741
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自 立 生 活 支 援 課)	1,715
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自 立 生 活 支 援 課)	1,569
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条) 負担率 3/4	(保 険 年 金 課)	33
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自 立 生 活 支 援 課)	2,179

款 15 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,094,667	千円 256,014	千円 2,350,681	1 社会福祉費補助金	千円 △ 15,860
				2 児童福祉費補助金	271,874

説	明	千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 補助率 1/4	(自立生活支援課)	△ 9,427
8 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助要綱) 補助率 10/10、1/2、ポイント制	(自立生活支援課)	△ 6,433
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 1/2、ポイント制、単価制	(子育て支援課)	△ 64,599
8 待機児解消区市町村支援事業補助金 (待機児童解消区市町村支援事業補助要綱) 補助率 2/3、1/4、3/4、1/8、15/16、23/32	(保 育 課)	210,364
10 定期利用保育事業費補助金 (東京都一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	12
15 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱) 補助率 1/4、3/4	(保 育 課)	5,722
18 幼稚園型一時預かり事業運営費等補助金 (東京都幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業)運営費等補助金交付要綱) 補助率 1/3、10/10	(保 育 課)	3,971
19 学童クラブ整備費補助金 (学童クラブ整備費補助要綱) 補助率 1/4	(児童青少年課)	△ 12,830
24 保育所等におけるICT化推進事業費補助金 (令和元年度保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(保 育 課)	6,500
25 保育体制強化事業費補助金 (令和元年度保育体制強化事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(保 育 課)	9,000
26 賃貸物件による保育所開設準備経費補助金 (賃貸物件による保育所の開設準備経費補助要綱) 補助率 2/3、1/8	(保 育 課)	4,495
27 保育サービス推進事業補助金 (保育サービス推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10、1/2	(保 育 課)	75,223
28 保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金 (令和元年度保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保 育 課)	12,750
29 病児保育施設整備費補助金 (病児保育施設整備費補助金補助要綱) 補助率 3/10	(保 育 課)	16,122

款 15 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
6 土木費都補助金	832,184	△ 350,243	481,941	1 道路橋りょう費補助金	△ 7,971
				2 都市計画費補助金	△ 342,272
7 教育費都補助金	81,577	4,465	86,042	1 教育費補助金	4,465

款 15 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 276,471	△ 2,630	千円 273,841	4 統計調査費委託金	△ 2,630

説	明	千円
30 保育力強化事業補助金 (保育力強化事業補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(保 育 課)	5,144
1 都市再生地籍調査事業補助金 (東京都国土調査事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(道 路 管 理 課)	△ 2,925
2 無電柱化事業補助金 (区市町村無電柱化事業に対する都費補助要綱) 補助率 10/10	(道 路 管 理 課)	△ 5,046
2 市町村土木費補助金 (市町村都市計画事業に対する都費補助要綱) 都市計画道路3・4・12号線 補助率 1/2 都市計画道路3・4・8号線 補助率 1/2	(都 市 計 画 課)	△ 7,425 (△ 225) (△ 7,200)
3 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程) 補助率 2.5/10	(区 画 整 理 課)	△ 80,850
4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/3	(ま ち づ くり 推 進)	△ 252,485
7 戸建住宅等耐震化促進事業補助金 (東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/2	(ま ち づ くり 推 進)	△ 1,512
11 防災機能強化のための東京都公立学校施設トイレ整備支援事業補助金 (防災機能強化のための東京都公立学校施設トイレ整備事業補助金交付要綱) 補助率 1/6	(庶 務 課)	4,465

説	明	千円
8 経済センサス基礎調査 (統計法、統計法施行令、経済センサス基礎調査規則)	(総 務 課)	△ 541
10 全国消費実態調査委託金 (統計法、全国消費実態調査規則)	(総 務 課)	△ 2,089

款 15 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 土木費委託金	千円 518,030	△ 千円 158,318	千円 359,712	2 道路橋りょう費委託金	△ 千円 158,318

款 16 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 財産貸付収入	千円 8,510	千円 1,821	千円 10,331	1 土地貸付収入	千円 1,821

款 16 財産収入

項 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 不動産売払収入	千円 14,078	千円 591	千円 14,669	1 土地売払収入	千円 591

款 17 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 土木費寄附金	千円 0	千円 94	千円 94	1 緑化事業寄附金	千円 94

説	明	千円
1 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課) △	717 (△ 717)
2 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都市計画課) △	157,601

説	明	千円
1 市有土地貸付料 東町一丁目市有地	(管財課)	1,821 (1,821)

説	明	千円
1 土地売却収入	(管財課)	591

説	明	千円
1 緑化事業寄附金	(環境政策課)	94

款 18 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域福祉基金繰入金	千円 18,500	△ 千円 5,500	千円 13,000	1 地域福祉基金繰入金	△ 千円 5,500
3 環境基金繰入金	632,100	△ 600	631,500	1 環境基金繰入金	△ 600
7 庁舎建設基金繰入金	116,846	△ 4,805	112,041	1 庁舎建設基金繰入金	△ 4,805

款 20 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 過年度収入	千円 4,199	千円 11,893	千円 16,092	1 過年度収入	千円 11,893
6 雑入	456,021	2,614	458,635	1 雑入	2,614

款 21 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 土木債	千円 873,500	△ 千円 53,000	千円 820,500	2 都市計画債	△ 千円 53,000

説	明	千円
1 地域福祉基金繰入金	(地域福祉課) △	5,500
1 環境基金繰入金	(ごみ対策課) △	600
1 庁舎建設基金繰入金	(管財課) △	4,805

説	明	千円
33 平成30年度浅川清流環境組合負担金返還金	(ごみ対策課)	11,893
70 多摩・島しょ広域連携活動(野川流域環境保全協議会)助成金 (多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱)	(環境政策課) △	872
74 東小金井駅北口区画整理事業電線共同溝各企業建設負担金	(区画整理課) △	710
78 自動販売機収入	(生涯学習課)	4,193
79 滄浪泉園内お供え金	(環境政策課)	3

説	明	千円
1 東小金井駅北口土地区画整理事業債	(財政課) △	53,000

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	379,850	1,214	381,064			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,214			
1,214	2 給料	△ 2,165	1 職員人件費その他 (職員課) 1,214
	3 職員手当等	4,072	2 給 料 (△ 2,165)
	4 共済費	△ 697	一般職給料 △ 2,165
	9 旅費	4	3 職員手当等 (4,072)
			4 共 済 費 (△ 697)
			9 旅 費 (4)
			普通旅費 4

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,325,272	88,473	1,413,745			
2 文書管理費	570,056	0	570,056	3,034		
11 財政調整基金費	1,100,279	510,000	1,610,279			
14 庁舎建設費	118,264	△ 4,805	113,459			△ 4,805 △ 4,805

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
88,473			
88,473	2 給料	19,516	1 職員人件費その他 () 88,473
	3 職員手当等	62,361	(1) 職員課関係経費 91,967
	4 共済費	6,633	2 給 料 (21,389)
	9 旅費	△ 37	特別職給料 △ 198
			一般職給料 21,587
			3 職員手当等 (63,301)
			4 共 済 費 (7,272)
			9 旅 費 (5)
			普通旅費 5
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) △ 3,494
			2 給 料 (△ 1,873)
			再任用職員給料 △ 1,873
			3 職員手当等 (△ 940)
			4 共 済 費 (△ 639)
			9 旅 費 (△ 42)
			普通旅費 △ 42
△ 3,034			
510,000			
510,000	25 積立金	510,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 510,000
			25 積 立 金 (510,000)
			財政調整基金積立金(積立元金) 510,000
	13 委託料	△ 4,805	1 新庁舎等建設に要する経費 (企 画 政 策 課) △ 4,805
			13 委 託 料 (△ 4,805)
			契約差金(新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計委託料) △ 4,805

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	370,544	△ 12,060	358,484			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 12,060			
△ 12,060	2 給料	△ 8,059	1 職員人件費その他 (職員課) △ 12,060
	3 職員手当等	△ 1,920	2 給料 (△ 8,059)
	4 共済費	△ 2,058	一般職給料 △ 8,059
	9 旅費	△ 23	3 職員手当等 (△ 1,920)
			4 共済費 (△ 2,058)
			9 旅費 (△ 23)
			普通旅費 △ 23

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	299,372	△ 8,854	290,518			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,854			
△ 8,854	2 給料	△ 8,309	1 職員人件費その他 (職員課) △ 8,854
	3 職員手当等	1,735	2 給 料 (△ 8,309)
	4 共済費	△ 2,258	一般職給料 △ 8,309
	9 旅費	△ 22	3 職員手当等 (1,735)
			4 共 済 費 (△ 2,258)
			9 旅 費 (△ 22)
			普通旅費 △ 22

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	48,141	△ 2,969	45,172			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,969			
△ 2,969	2 給料	215	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,969
	3 職員手当等	△ 3,497	2 給 料 (215)
	4 共済費	317	一般職給料 215
	9 旅費	△ 4	3 職員手当等 (△ 3,497)
			4 共 済 費 (317)
			9 旅 費 (△ 4)
			普通旅費 △ 4

款 2 総務費

項 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 経済統計調査費	5,206	△ 2,630	2,576	△ 2,630		
				△ 2,630		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	1 報酬	△ 1,086	1 経済統計調査に要する経費 () △ 2,630
	7 賃金	△ 502	(2) 経済センサス基礎調査費 (総務課) △ 541
	8 報償費	△ 199	1 報酬 (△ 68)
	9 旅費	△ 443	経済センサス基礎調査調査員報酬 △ 68
	11 需用費	△ 94	7 賃金 (△ 157)
	1 消耗品費	△ 44	事務補助員賃金 △ 157
	5 印刷製本費	△ 50	9 旅費 (4)
	12 役務費	△ 306	費用弁償 △ 4
	1 郵便料	△ 306	11 需用費 (△ 50)
			印刷製本費 △ 50
			12 役務費 (△ 270)
			郵便料 △ 270
			(4) 全国消費実態調査費 (総務課) △ 2,089
			1 報酬 (△ 1,018)
			全国消費実態調査指導員報酬 △ 102
			全国消費実態調査調査員報酬 △ 916
			7 賃金 (△ 345)
			事務補助員賃金 △ 345
			8 報償費 (△ 199)
			記入者謝礼 △ 199
			9 旅費 (△ 447)
			費用弁償 △ 447
			11 需用費 (△ 44)
			消耗品費 △ 44
			12 役務費 (△ 36)
			郵便料 △ 36

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	33,943	△ 445	33,498			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 445			
△ 445	2 給料	△ 271	1 職員人件費その他 (職員課) △ 445
	3 職員手当等	△ 263	2 給料 (△ 271)
	4 共済費	83	一般職給料 △ 271
	9 旅費	6	3 職員手当等 (△ 263)
			4 共済費 (83)
			9 旅費 (6)
			普通旅費 6

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	933,017	7,739	940,756	△ 359		
				△ 1,930		
				△ 2,914		
				4,707		
2 障害者福祉費	2,105,468	1,694	2,107,162	△ 29,746		
				△ 28,457		
				2,184		
				2,960		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
8,098				
7,218	1 報酬	△ 2,376	1 職員人件費その他 (職員課)	7,218
	2 給料	△ 6,226	2 給 料 (△ 6,226)	
	3 職員手当等	14,444	一般職給料 (△ 6,226)	
	4 共済費	△ 909	3 職員手当等 (14,444)	
	8 報償費	△ 1,777	4 共 済 費 (△ 909)	
△ 2,376	9 旅費	△ 91	9 旅 費 (△ 91)	
	20 扶助費	2,954	普通旅費 △ 91	
	23 償還金利子及び割引料	1,720	2 社会福祉委員に要する経費 (地域福祉課) △ 2,376	
153			1 報 酬 (△ 2,376)	
			社会福祉委員報酬 △ 2,376	
△ 408			3 民生委員等に要する経費 (地域福祉課) △ 1,777	
			8 報 償 費 (△ 1,777)	
			民生委員活動費 委員 △ 1,777	
1,569			10 心身障害者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) △ 3,322	
			20 扶 助 費 (△ 3,322)	
			心身障害者福祉手当 △ 3,322	
1,720			21 自立支援医療・更生医療給付に要する経費 (自立生活支援課) 6,276	
			20 扶 助 費 (6,276)	
			更生医療給付 6,276	
			33 返還金・還付金 () 1,720	
			(2) 地域福祉課関係経費 1,720	
			23 償還金利子及び割引料 (1,720)	
			平成30年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 1,720	
31,440				
29,605	19 負担金補助及び交付金	△ 7,081	17 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課)	1,148
	20 扶助費	8,775	20 扶 助 費 (1,148)	
			移動支援費 1,148	
729			22 介護給付に要する経費 (自立生活支援課)	2,913
			20 扶 助 費 (2,913)	
			介護給付費 2,913	
986			23 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課)	3,946

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				648		
				△ 7,081		
4 高齢者福祉費	451,601	△ 3,766	447,835			
7 国民健康保険事業費	1,234,581	6,103	1,240,684	7,538		
				7,538		
8 介護保険事業費	1,373,000	△ 29,000	1,344,000			
9 地域福祉基金費	92	423	515			423
						423

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
120			20 扶 助 費 (3,946) 訓練等給付費 3,946
			25 共同生活援助等家賃助成 に要する経費 (自立生活支援課) 768
			20 扶 助 費 (768) 共同生活援助等家賃助成費 768
			27 障害者(児)施設運営費 補助に要する経費 (自立生活支援課) △ 7,081
			19 負担金補助及び交付金 (△ 7,081) 障害者日中活動系サービス推進事 業補助金 △ 6,384 児童発達支援センターサービス推 進事業補助金 △ 697
△ 3,766			
△ 3,766	14 使用料及び賃借料	△ 3,766	9 高齢者住宅事業に要する 経費 (まちづくり推進) △ 3,766
			14 使用料及び賃借料 (△ 3,766) 高齢者住宅借上料(グリーンタウ ン小金井) △ 3,766
△ 1,435			
△ 1,435	28 繰出金	6,103	1 国民健康保険特別会計繰 出金 (財 政 課) 6,103
			28 繰 出 金 (6,103) 保険基盤安定分繰出金 10,051 職員給与費等繰出金 △ 3,948
△ 29,000			
△ 29,000	28 繰出金	△ 29,000	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) △ 29,000
			28 繰 出 金 (△ 29,000) 介護給付費繰出金 △ 21,426 地域支援事業(介護予防・日常生 活支援総合事業)繰出金 △ 369 地域支援事業(介護予防・日常生 活支援総合事業以外)繰出金 △ 185 職員給与費等繰出金 △ 5,669 要介護認定事務費繰出金 △ 1,351
	25 積立金	423	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課) 423
			25 積 立 金 (423) 地域福祉基金積立金(積立元金) 423

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 後期高齢者医療費	1,108,425	△ 5,763	1,102,662	33		
				33		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 5,796			
△ 5,796	28 繰出金	△ 5,763	1 後期高齢者医療特別会計 繰出金 (財政課) △ 5,763
			28 繰出金 (△ 5,763) 療養給付費繰出金 12,200 保険基盤安定繰出金 44 保険料軽減措置繰出金 △ 18,007

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	5,810,111	721,301	6,531,412	628,270		△ 4,127
						△ 4,127
				55,027		
				6,538		
				6,056		
				7,739		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
97,158			
△ 9,882	2 給料	△ 6,422	1 職員人件費その他 (職員課) △ 14,009
	3 職員手当等	△ 5,581	2 給 料 (△ 6,422)
	4 共済費	△ 1,890	一般職給料 △ 6,422
	9 旅費	△ 116	3 職員手当等 (△ 5,581)
	19 負担金補助及び交付金	702,808	4 共 済 費 (△ 1,890)
11,064			9 旅 費 (△ 116)
	20 扶助費	8,718	普通旅費 △ 116
	23 償還金利子及び割引料	23,784	8 民間保育所助成に要する経費 (保育課) 66,091
2,180			19 負担金補助及び交付金 (66,091)
			保育サービス推進事業補助金 27,091
			保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金 17,000
			民間保育所等業務効率化推進事業補助金 10,000
			保育体制強化事業費補助金 12,000
9,759			20 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 8,718
			20 扶 助 費 (8,718)
			障害児通所給付費 8,718
1,289			23 私立幼稚園補助金に要する経費 (保育課) 15,815
			19 負担金補助及び交付金 (15,815)
			幼稚園型一時預かり事業補助金 8,142
			私立幼稚園等補助金 7,673
23,784			26 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費 (保育課) 9,028
			19 負担金補助及び交付金 (9,028)
			保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 9,028
			27 返還金・還付金 () 23,784
			(3) 子育て支援課関係経費 23,784
			23 償還金利子及び割引料 (23,784)
			平成30年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金 4,649
			平成30年度子ども・子育て支援都交付金返還金 5,564
			平成30年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 10,766
			平成30年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 25

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費				552,910		
2 児童措置費	3,341,791	26	3,341,817	12		
				12		
3 児童福祉施設費	63,968	△ 11,076	52,892	△ 5,537		△ 5,500
				△ 5,537		△ 5,500
4 保育園費	1,104,165	△ 61,716	1,042,449			
5 学童保育所費	437,643	△ 3,475	434,168	6,082		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
58,964			平成30年度児童措置費国庫負担金返還金母子生活支援施設措置費 1,132 平成30年度児童措置費国庫負担金返還金助産施設措置費 401 平成30年度児童措置費都負担金返還金母子生活支援施設措置費 566 平成30年度児童措置費都負担金返還金助産施設措置費 201 平成30年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 480 32 保育施設開設及び改修等に要する経費 (保 育 課) 611,874 19 負担金補助及び交付金 (611,874) 保育所整備事業補助金 459,922 賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金 127,768 病児保育施設整備事業補助金 24,184
14			
14	19 負担金補助及び交付金	26	2 民間保育所等運営に要する経費 (保 育 課) 26 19 負担金補助及び交付金 (26) 一時預かり事業補助金 26
△ 39			
△ 39	15 工事請負費	△ 11,076	2 児童館維持管理に要する経費 (児 童 青 少 年 課) △ 11,076 15 工事請負費 (△ 11,076) 本町児童館改修工事
△ 61,716			
△ 61,716	2 給料	△ 36,245	1 職員人件費その他 (職 員 課) △ 61,716
	3 職員手当等	△ 13,903	2 給 料 (△ 36,245) 一般職給料 △ 36,245
	4 共済費	△ 11,618	3 職員手当等 (△ 13,903)
	9 旅費	50	4 共 済 費 (△ 11,618) 9 旅 費 (50) 普通旅費 50
△ 9,557			
△ 3,475	7 賃金	△ 3,475	2 学童保育所運営に要する経費 (児 童 青 少 年 課) △ 3,475 7 賃 金 (△ 3,475) 学童保育指導員補助員賃金 △ 3,475

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 ひとり親福祉費	42,556	1,050	43,606			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,050			
1,050	23 償還金利息及び割引料	1,050	7 返還金・還付金 () 1,050
			(1) 子育て支援課関係経費 1,050
			23 償還金利息及び割引料 (1,050)
			平成30年度母子家庭等対策総合 支援事業費国庫補助金返還金 819
			平成30年度ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス事業都補助金返還 金 231

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	347,725	△ 2,226	345,499			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,226			
△ 2,226	2 給料	132	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,226
	3 職員手当等	△ 1,656	2 給 料 (132)
	4 共済費	△ 698	一般職給料 132
	9 旅費	△ 4	3 職員手当等 (△ 1,656)
			4 共 済 費 (△ 698)
			9 旅 費 (△ 4)
			普通旅費 △ 4

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	31,822	611	32,433			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
611			
611	2 給料	100	1 職員人件費その他 (職員課) 611
	3 職員手当等	493	2 給 料 (100)
	4 共済費	18	一般職給料 100
			3 職員手当等 (493)
			4 共 済 費 (18)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 5,475		千円	千円
△ 225	2 給料	△ 970	1 職員人件費その他 (職員課) △ 225
	3 職員手当等	1,134	2 給 料 (△ 970)
	4 共済費	△ 331	一般職給料 (△ 970)
	9 旅費	△ 58	3 職員手当等 (1,134)
	13 委託料	1,269	4 共 済 費 (△ 331)
1,190	23 償還金利子及び割引料	4,431	9 旅 費 (△ 58)
			普通旅費 △ 58
79			7 乳幼児及び産婦の健康診 査に要する経費 (健康課) 1,190
4,431			13 委 託 料 (1,190)
			乳児(6・9か月児)健康診査委 託料 1,190
			9 3歳児健康診査に要する 経費 (健康課) 79
			13 委 託 料 (79)
			3歳児精密健康診査委託料 79
			32 返還金・還付金 (健康課) 4,431
			23 償還金利子及び割引料 (4,431)
			平成30年度医療保健政策区市町 村包括補助事業都補助金返還金 4,431
11,569			
3,379	13 委託料	11,569	6 麻しん・風しん混合予防 接種に要する経費 (健康課) 3,379
			13 委 託 料 (3,379)
			麻しん・風しん混合個別接種委託 料 3,379
2,323			8 ヒブワクチン接種に要す る経費 (健康課) 2,323
			13 委 託 料 (2,323)
			ヒブワクチン個別接種委託料 2,323
2,668			10 小児用肺炎球菌ワクチン 接種に要する経費 (健康課) 2,668
			13 委 託 料 (2,668)
			小児用肺炎球菌ワクチン個別接種 委託料 2,668
3,199			11 四種混合予防接種に要す る経費 (健康課) 3,199
			13 委 託 料 (3,199)

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費						
5 環境対策費	47,298	△ 872	46,426			△ 872
						△ 872

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			四種混合個別接種委託料	3,199
	13 委託料	△ 872	3 環境対策事務に要する経費	(環境政策課) △ 872
			13 委託料	(△ 872)
			契約差金(野川流域環境保全協議会野川マップ作成委託料)	△ 872

款 4 衛 生 費

項 2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	274,761	△ 2,582	272,179			△ 600
						△ 600
4 環境基金費	200,203	12,333	212,536			440
						440

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,982			
△ 1,931	2 給料	△ 1,403	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,931
	3 職員手当等	△ 386	2 給 料 (△ 1,403)
	4 共済費	△ 121	一般職給料 (△ 1,403)
	9 旅費	△ 21	3 職員手当等 (△ 386)
	13 委託料	△ 651	4 共 済 費 (△ 121)
△ 51			9 旅 費 (△ 21)
			普通旅費 △ 21
			2 清掃管理に要する経費 (ごみ対策課) △ 651
			13 委 託 料 (△ 651)
			契約差金 (一般廃棄物処理基本計画策定支援委託料) △ 651
11,893			
11,893	25 積立金	12,333	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 12,333
			25 積立金 (12,333)
			環境基金積立金 (積立元金) 12,333

款 5 労働費

項 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 労働諸費	15,190	△ 880	14,310			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 880			
△ 880	19 負担金補助及び交付金	△ 880	2 勤労者福祉に要する経費 (経 済 課) △ 880
			19 負担金補助及び交付金 (△ 880)
			小金井市勤労者福祉サービスセンター補助金 △ 880

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	87,558	147	87,705			
2 商工振興費	549,588	△ 42,555	507,033	△ 32,560		
				△ 32,560		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
147			
147	2 給料	△ 983	1 職員人件費その他 (職員課) 147
	3 職員手当等	1,231	2 給 料 (△ 983) 一般職給料 △ 983
	4 共済費	△ 72	3 職員手当等 (1,231)
	9 旅費	△ 29	4 共 済 費 (△ 72)
			9 旅 費 (△ 29) 普通旅費 △ 29
△ 9,995			
△ 9,995	7 賃金	△ 3,225	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) △ 9,995
	11 需用費 5 印刷製本費	△ 4,088 △ 4,088	19 負担金補助及び交付金 (△ 9,995) 農工大・多摩小金井ベンチャーポ ート入居者賃料補助金 △ 9,995
	12 役務費 1 郵便料	△ 2,213 △ 2,213	3 プレミアム付商品券事業 に要する経費 () △ 32,560
	13 委託料	△ 23,034	(1) 情報システム課関係経費 △ 7,236 13 委 託 料 (△ 7,236) 契約差金(基幹系システム修正委 託料(プレミアム付商品券事業対 応分)) △ 7,236
	19 負担金補助及び交 付金	△ 9,995	(2) 経済課関係経費 △ 25,324 7 賃 金 (△ 3,225) 事務補助員賃金 △ 3,225 11 需 用 費 (△ 4,088) 印刷製本費 △ 4,088 12 役 務 費 (△ 2,213) 郵 便 料 △ 2,213 13 委 託 料 (△ 15,798) 契約差金等(プレミアム付商品券 事業事務委託料他3件) △ 15,798

款 8 土 木 費

項 1 土 木 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	246,178	△ 10,116	236,062	1,840		
				1,840		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 11,956				
△ 11,226	1 報酬	△ 1,668	1 職員人件費その他 (職員課)	△ 9,386
	2 給料	△ 5,074	2 給料 (△ 5,074)	
	3 職員手当等	△ 2,188	一般職給料 (△ 5,074)	
	4 共済費	△ 2,153	3 職員手当等 (△ 2,188)	
	9 旅費	29	4 共済費 (△ 2,153)	
△ 1,668	9 旅費	29	9 旅費 (29)	
	19 負担金補助及び交付金	938	普通旅費 29	
			2 土木一般管理に要する経費 () △ 1,668	
			(2) 道路管理課関係経費 △ 1,668	
			1 報酬 (△ 1,668)	
			道路測量等業務非常勤嘱託職員報酬 △ 1,668	
938			3 コミュニティバスに要する経費 (交通対策課) 938	
			19 負担金補助及び交付金 (938)	
			コミュニティバス運行補助金 938	

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	109,940	1,469	111,409	△ 10,004		
				△ 7,079		
				△ 2,925		
3 道路新設改良費	741,073	△ 183,865	557,208	△ 158,125		
				△ 5,046		
				△ 3,014		
				△ 150,065		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
11,473			
12,761	2 給料	1,348	1 職員人件費その他 (職員課) 5,682
	3 職員手当等	3,929	2 給 料 (1,348)
	4 共済費	417	一般職給料 1,348
	9 旅費	△ 12	3 職員手当等 (3,929)
	13 委託料	△ 4,213	4 共 済 費 (417)
△ 1,288			9 旅 費 (△ 12)
			普通旅費 △ 12
			4 都市再生地籍調査事業に 要する経費 (道路管理課) △ 4,213
			13 委 託 料 (△ 4,213)
			契約差金 (都市再生地籍調査委託 料) △ 4,213
△ 25,740			
	1 報酬	△ 2,311	1 道路新設改良に要する経 費 () △ 5,046
	11 需用費	△ 43	(1) 道路管理課関係経費 △ 5,046
	1 消耗品費	△ 42	13 委 託 料 (△ 5,046)
	5 印刷製本費	△ 1	契約差金 (無電柱化基礎調査委託 料) △ 5,046
△ 25,740	12 役務費	△ 713	2 都道134号線整備に要 する経費 () △ 28,754
	1 郵便料	△ 10	(1) 都市計画課関係経費 △ 3,014
	5 手数料	△ 703	1 報 酬 (△ 2,311)
			用地取得専門業務非常勤嘱託職員 報酬 △ 2,311
	13 委託料	△ 7,313	12 役 務 費 (△ 703)
			都道134号線土地鑑定評価手 数料 △ 703
	15 工事請負費	△ 168,115	(2) 道路管理課関係経費 △ 25,740
	17 公有財産購入費	△ 4,170	15 工 事 請 負 費 (△ 25,740)
			都道134号線引継補修工 事
	22 補償補填及び賠償 金	△ 1,200	3 主要地方道15号線整備 に要する経費 () △ 150,065
			(1) 都市計画課関係経費 △ 7,690
			11 需 用 費 (△ 43)
			消 耗 品 費 △ 42
			印 刷 製 本 費 △ 1
			12 役 務 費 (△ 10)
			郵 便 料 △ 10
			13 委 託 料 (△ 2,267)
			主要地方道15号線物件調査・補 償説明委託料 △ 1,267
			主要地方道15号線測量委託料 △ 1,000

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 道路新設改良費						
5 街路灯照明費	50,910	△ 3,051	47,859			
6 交通安全対策費	190,979	△ 2,973	188,006			△ 1,181 △ 1,181

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			17 公有財産購入費 (△ 4,170) 主要地方道15号線用地取得費 △ 4,170 22 補償補填及び賠償金 (△ 1,200) 主要地方道15号線用地取得に伴 う物件補償費 △ 1,200 (2) 道路管理課関係経費 △ 142,375 15 工事請負費 (△ 142,375) 主要地方道15号線事業予定地管 理に伴う整備工事 主要地方道15号線街路築造工事
△ 3,051			
△ 3,051	11 需用費 6 光熱水費	△ 3,051 △ 3,051	1 街路灯維持管理に要する 経費 (交通対策課) △ 3,051 11 需用費 (△ 3,051) 光熱水費 △ 3,051
△ 1,792			
△ 1,792	15 工事請負費	△ 2,973	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) △ 2,973 15 工事請負費 (△ 2,973) 契約差金(貫井北町第1自転車保 管所撤去工事)

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	2,418,476	△ 733,911	1,684,565	△ 612,382		
				△ 4,536		
				△ 607,846		
2 土地区画整理費	1,023,143	△ 232,420	790,723	△ 196,600	△ 53,000	△ 710
				△ 196,600	△ 53,000	△ 710
3 街路事業費	473,240	0	473,240	7,425		
4 公共下水道費	419,058	△ 11,118	407,940			
5 公園緑地費	277,383	△ 1,383	276,000			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 121,529			
△ 3,988	2 給料	△ 3,127	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,988
	3 職員手当等	662	2 給料 (△ 3,127)
	4 共済費	△ 1,445	一般職給料 △ 3,127
	9 旅費	△ 78	3 職員手当等 (662)
	13 委託料	△ 6,927	4 共済費 (△ 1,445)
△ 6,927			9 旅費 (△ 78)
	19 負担金補助及び交付金	△ 722,996	普通旅費 △ 78
△ 1,512			5 建築事務に要する経費 (建築営繕課) △ 6,927
			13 委託料 (△ 6,927)
			契約差金(特定建築物等定期調査報告委託料) △ 6,927
△ 109,102			9 木造住宅耐震助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 6,048
			19 負担金補助及び交付金 (△ 6,048)
			木造住宅耐震診断助成金 △ 1,848
			木造住宅耐震改修助成金 △ 4,200
			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 716,948
			19 負担金補助及び交付金 (△ 716,948)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金 △ 31,115
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金 △ 685,833
17,890			
17,890	13 委託料	△ 232,420	1 土地区画整理事業に要する経費 (区画整理課) △ 232,420
			13 委託料 (△ 232,420)
			東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 △ 232,420
△ 7,425			
△ 11,118			
△ 11,118	28 繰出金	△ 11,118	1 下水道事業特別会計繰出金 (財政課) △ 11,118
			28 繰出金 (△ 11,118)
			下水道事業特別会計繰出金 △ 11,118
△ 1,383			

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費						
7 みどりと公園基金 費	76	440	516			440
						440

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,383			6 都市公園等の整備に要する経費 (環境政策課) △ 1,383
	15 工事請負費	△ 1,383	15 工事請負費 契約差金 (栗山公園多目的広場改修工事) (△ 1,383)
	25 積立金	440	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 440
			25 積立金 (440) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 440

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	435,413	20,649	456,062			
4 教育施設整備基金費	600	780	1,380			780
						780

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
20,649			
22,800	2 給料	8,398	1 職員人件費その他 () 22,800
	3 職員手当等	10,531	(1) 職員課関係経費 25,736
	4 共済費	4,637	2 給料 (9,786)
	7 賃金	△ 686	特別職給料 18
	9 旅費	△ 80	一般職給料 9,768
	13 委託料	△ 2,008	3 職員手当等 (10,962)
	14 使用料及び賃借料	△ 143	4 共済費 (5,058)
			9 旅費 (△ 70)
			普通旅費 △ 70
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) △ 2,250
			2 給料 (△ 1,388)
			再任用職員給料 △ 1,388
			3 職員手当等 (△ 431)
			4 共済費 (△ 421)
			9 旅費 (△ 10)
			普通旅費 △ 10
			(3) 庶務課関係経費 △ 686
			7 賃金 (△ 686)
			育休代替臨時職員賃金 △ 686
△ 2,151			5 教育委員会事務局事務に要する経費 () △ 2,151
			(1) 庶務課関係経費 △ 2,151
			13 委託料 (△ 2,008)
			マイクロバス運行委託料 △ 2,008
			14 使用料及び賃借料 (△ 143)
			有料道路通行料及び駐車料 △ 143
	25 積立金	780	1 教育施設整備基金積立金(庶務課) 780
			25 積立金 (780)
			教育施設整備基金積立金(積立元金) 780

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	千円 551,551	千円 3,039	千円 554,590	千円	千円	千円
4 学校建設費	130,389	0	130,389	2,147		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,039			
3,039	2 給料	597	1 職員人件費その他 (職員課) 3,039
	3 職員手当等	2,048	2 給 料 (597) 一般職給料 597
	4 共済費	420	3 職員手当等 (2,048)
	9 旅費	△ 26	4 共 済 費 (420) 9 旅 費 (△ 26) 普通旅費 △ 26
△ 2,147			

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	259,901	△ 8,056	251,845			
4 学校建設費	77,463	△ 7,522	69,941	2,318		
				2,318		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,056			
△ 8,056	2 給料	△ 4,709	1 職員人件費その他 (職員課) △ 8,056
	3 職員手当等	△ 2,566	2 給 料 (△ 4,709)
	4 共済費	△ 781	一般職給料 (△ 4,709)
			3 職員手当等 (△ 2,566)
			4 共 済 費 (△ 781)
△ 9,840			
△ 9,840	15 工事請負費	△ 7,522	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 7,522
			15 工事請負費 (△ 7,522)
			契約差金 (第二中学校屋上防水改修工事他3件)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	291,636	2,398	294,034			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
2,398				
2,398	2 給料	83	1 職員人件費その他	(職員課) 2,398
	3 職員手当等	1,322	2 給 料	(83)
	4 共済費	1,018	一般職給料	83
	9 旅費	△ 25	3 職員手当等	(1,322)
			4 共 済 費	(1,018)
			9 旅 費	(△ 25)
			普通旅費	△ 25

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
1 保健体育総務費	千円 74,858	千円 1,192	千円 76,050	千円	千円	千円
2 体育施設費	437,685	0	437,685			4,193

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,192			
1,192	2 給料	471	1 職員人件費その他 (職員課) 1,192
	3 職員手当等	491	2 給料 (471)
	4 共済費	204	一般職給料 (471)
	9 旅費	26	3 職員手当等 (491)
			4 共済費 (204)
			9 旅費 (26)
			普通旅費 26
△ 4,193			

款 11 公 債 費

項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	2,213,708	3,394	2,217,102			
2 利 子	169,584	△ 10,368	159,216			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
3,394				
3,394	23 償還金利子及び割引料	3,394	1 市債償還元金 (財政課)	3,394
			23 償還金利子及び割引料 市債償還元金	(3,394) 3,394
△ 10,368				
△ 10,368	23 償還金利子及び割引料	△ 10,368	1 市債償還利子 (財政課)	△ 10,368
			23 償還金利子及び割引料 市債償還利子	(△ 10,368) △ 10,368

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	65,511	9,447	74,958			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 9,447		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		28,897	10,643		13,182	52,722	7,767	60,489
	議 員	24	143,720		56,715			200,435	52,386	252,821
	その他	1,347	842,027					842,027	106,199	948,226
	計	1,374	985,747	28,897	67,358		13,182	1,095,184	166,352	1,261,536
補正前	長 等	3		29,077	11,321		13,206	53,604	7,119	60,723
	議 員	24	143,720		56,715			200,435	52,386	252,821
	その他	1,372	849,468					849,468	108,093	957,561
	計	1,399	993,188	29,077	68,036		13,206	1,103,507	167,598	1,271,105
比 較	長 等			△180	△678		△24	△882	648	△234
	議 員									
	その他	△25	△7,441					△7,441	△1,894	△9,335
	計	△25	△7,441	△180	△678		△24	△8,323	△1,246	△9,569

※ その他の手当は、退職手当13,047千円及び通勤手当135千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(5) 610	2,224,818	2,038,234	4,263,052	822,308	5,085,360	
補正前	(5) 621	2,277,741	1,965,404	4,243,145	832,346	5,075,491	
比 較	() △11	△52,923	72,830	19,907	△10,038	9,869	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		352,283	48,740	57,262	49,484	
補正前		357,897	49,860	58,101	47,364		219,768
比 較		△5,614	△1,120	△839	2,120		49,105
区 分	夜間勤務手当		住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		14,364	188,610	578,341	480,277	2,038,234
	補正前		15,660	156,776	584,118	475,860	1,965,404
	比 較		△1,296	31,834	△5,777	4,417	72,830

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 52,923	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 52,923 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	72,830	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,360 (1) 給与改定分 11,156 (2) 異動等分 1,256 (3) 再任用給与改定分 51 2 その他 74,190 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 74,190 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.200</td> <td>2.200</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.200</td> <td>2.250</td> <td>0.20</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60	支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65	超過分	0.00	0.05	0.00	0.05
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60																				
支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65																				
超過分	0.00	0.05	0.00	0.05																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和元年12月1日現在	平均給料月額	303,073円	332,421円
	平均給与月額	404,391円	397,449円
	平均年齢	41歳1月	51歳4月
平成30年12月1日現在	平均給料月額	299,735円	331,296円
	平均給与月額	396,129円	394,363円
	平均年齢	40歳4月	50歳4月

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

事項	限度額	平成30年度		令和元年度 支期間	令和元年度 支期間	以降の 予定金額	左の財源内訳				
		支出 期間	見込 金額				特定財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
保育計画策定支援委託料その2	3,456			令和元年度 ～令和2年度		3,456					3,456

地方債の前前年度末におおける現在の見込みに並びに前年度末及び正
 当該年度末におおける現在の見込みに並びに前年度末及び正

(単位:千円)

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度末 現在高	令和元年度		中 増 減		令和元年度		令和元年度 補正前の額	令和元年度中 元金償還見込額	令和元年度 補正前の額	令和元年度 補正額	補正後の額
			令和元年度 補正前の額	令和元年度 補正額	令和元年度 見込額	令和元年度 補正後の額							
1 普通債	13,479,818	14,013,668	1,454,400	△ 53,000	1,401,400	1,334,099	14,133,969	△ 53,000	14,080,969				
(4) 土 木	8,226,117	9,245,953	873,500	△ 53,000	820,500	849,734	9,269,719	△ 53,000	9,216,719				
2 その他	8,434,828	7,496,862	0	0	0	883,003	6,617,253	△ 3,394	6,613,859				
(3) 臨時財政対策債	7,579,422	6,841,660	0	0	0	734,710	6,110,344	△ 3,394	6,106,950				
合 計	21,914,646	21,510,530	1,454,400	△ 53,000	1,401,400	2,217,102	20,751,222	△ 56,394	20,694,828				

議案第2号資料2

令和元年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	平成30年度末現在高	令和元年度初	算年度	予算補正状況			補正額積立	の計	令和元年度末現在高見込額	(単位:千円)
						第4回	第9回	第3回				
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)=(A)+(D)-(E)				
1	財政調整基金	元金 利子 計	3,083,872	279	1,100,000	510,000	1,610,000	1,610,000	1,610,000	当 初 補 正 計	880,000 450,000 1,330,000	3,314,151
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,416	1 1			0	0	0	当 初 補 正 計		9,417
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,700,607	238 238	200,000 200,000		200,000	200,000	200,000	当 初 補 正 計	116,846 △4,805 112,041	2,788,804
4	地域福祉基金	元金 利子 計	767,758	72 72	20 20	423 423	443	443	443	当 初 補 正 計	18,500 △5,500 13,000	755,273
5	環境基金	元金 利子 計	1,526,044	200,000 163 200,163	40 40	12,333 12,333	12,373	12,373	212,373	当 初 補 正 計	636,100 △4,600 631,500	1,107,080
6	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1		0	0	0	0	当 初 補 正 計		3,030
7	みどり公園基金	元金 利子 計	3,014	1 1	75 75	440 440	515	515	515	当 初 補 正 計	1,050 1,050	2,480
8	市営住宅整備基金	元金 利子 計	57,378	3,304 6 3,310			0	0	0	当 初 補 正 計	1,710 1,710	58,978
9	教育施設整備基金	元金 利子 計	207,058	500 20 520	80 80	780 780	860	860	1,360	当 初 補 正 計	112,100 112,100	96,338
10	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1			0	0	0	当 初 補 正 計		66
合	計	元金 利子 計	8,308,241	203,804 782 204,586	1,300,215 0 1,300,215	523,976 0 523,976	1,824,191	1,824,191	2,027,995	当 初 補 正 計	1,766,306 435,095 2,201,401	8,135,617

議案第2号資料3

繰越明許費の内訳について

- 1 都道134号線用地取得に伴う物件補償費
 款8 土木費 項2 道路橋りょう費 目3 道路新設改良費
 事業2 都道134号線整備に要する経費
 (1)都市計画課関係経費

(単位:千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
22	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	172,400	158,789	13,611
	合計	172,400	158,789	13,611

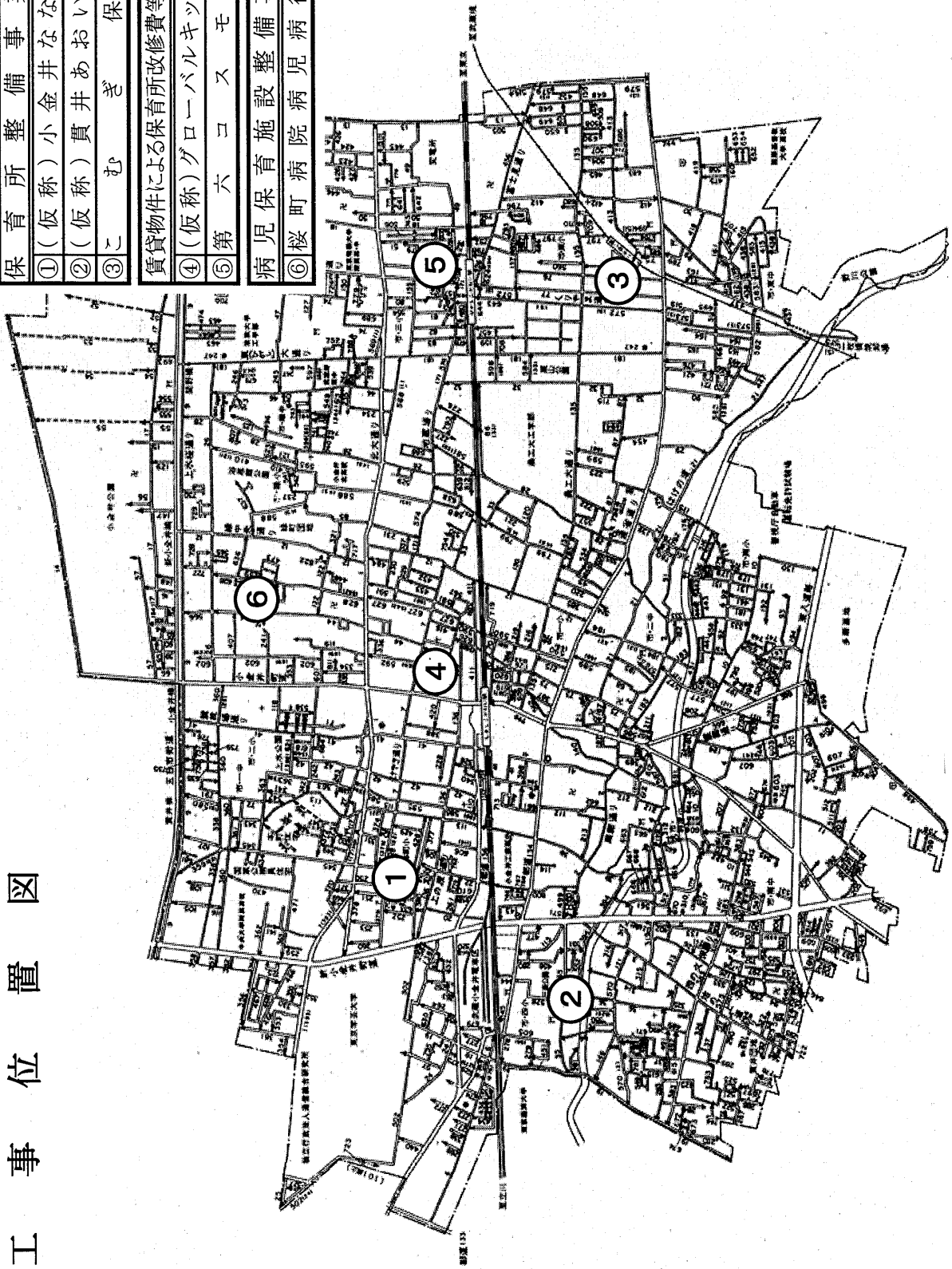
- 2 東小金井駅北口土地区画整理事業委託料
 款8 土木費 項4 都市計画費 目2 土地区画整理費
 事業1 土地区画整理事業に要する経費

(単位:千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
13	東小金井駅北口土地区画整理事業委託料	785,000	760,645	24,355
	合計	785,000	760,645	24,355

工 事 位 置 図

保育所整備事業補助金
①(仮称)小金井ないろ保育園
②(仮称)貫井あおいそら保育園
③こむぎ保育園
賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金
④(仮称)グローバルキッズ小金井第二
⑤第六スモ保育園
病児保育施設整備事業補助金
⑥桜町病院病児病後見保育室



議案第3号

令和元年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和元年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和元年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,243,890千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 都 支 出 金		千円 6,431,787	千円 △1,106	千円 6,430,681
	1 都 補 助 金	6,431,787	△1,106	6,430,681
5 繰 入 金		1,254,581	6,103	1,260,684
	1 他 会 計 繰 入 金	1,234,581	6,103	1,240,684
7 諸 収 入		32,201	3,741	35,942
	2 雑 入	7,049	3,741	10,790
8 国 庫 支 出 金		0	264	264
	1 国 庫 補 助 金	0	264	264
歳 入 合 計		10,234,888	9,002	10,243,890

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 189,425	千円 △4,790	千円 184,635
	1 総 務 管 理 費	158,421	△4,790	153,631
7 諸 支 出 金		27,431	71,472	98,903
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	27,431	71,472	98,903
8 予 備 費		107,269	△57,680	49,589
	1 予 備 費	107,269	△57,680	49,589
歳 出 合 計		10,234,888	9,002	10,243,890

議案第3号資料

令和元年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3都支出金		千円 6,431,787	千円 △1,106	千円 6,430,681
	1都補助金	6,431,787	△1,106	6,430,681
5繰入金		1,254,581	6,103	1,260,684
	1他会計繰入金	1,234,581	6,103	1,240,684
7諸収入		32,201	3,741	35,942
	2雑入	7,049	3,741	10,790
8国庫支出金		0	264	264
	1国庫補助金	0	264	264
歳入合計		10,234,888	9,002	10,243,890

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 189,425	千円 △4,790	千円 184,635
	1 総 務 管 理 費	158,421	△4,790	153,631
7 諸 支 出 金		27,431	71,472	98,903
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	27,431	71,472	98,903
8 予 備 費		107,269	△57,680	49,589
	1 予 備 費	107,269	△57,680	49,589
歳 出 合 計		10,234,888	9,002	10,243,890

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △842	千円	千円	千円 △3,948
△842			△3,948
			71,472
			71,472
			△57,680
			△57,680
△842			9,844

2 歳入

款 3 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 システム開発費等補助金	千円 1,106	△ 千円 1,106	千円 0	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△ 千円 1,106

款 5 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 一般会計繰入金	千円 1,234,581	千円 6,103	千円 1,240,684	1 保険基盤安定繰入金	千円 10,051
				2 職員給与費等繰入金	△ 千円 3,948

款 7 諸収入

項 2 雑収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 過年度収入	千円 1	千円 3,741	千円 3,742	1 過年度収入	千円 3,741

款 8 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 システム開発費等補助金	千円 0	千円 264	千円 264	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円 264

説	明	千円
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱) 補助率10/10	(保険年金課) △	1,106

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課)	4,456
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の4)	(保険年金課)	5,595
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課) △	3,948

説	明	千円
1 過年度収入	(保険年金課)	3,741

説	明	千円
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱) 補助率10/10	(保険年金課)	264

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	155,714	△ 4,790	150,924	△ 842		
				△ 842		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 3,948			
△ 3,948	2 給料	△ 858	1 職員人件費その他 () △ 3,948
	3 職員手当等	△ 2,676	(1) 保険年金課関係経費 △ 3,948
	4 共済費	△ 369	2 給料 (△ 858)
	9 旅費	△ 45	一般職給料 △ 858
	13 委託料	△ 842	3 職員手当等 (△ 2,676)
			4 共済費 (△ 369)
			9 旅費 (△ 45)
			普通旅費 △ 45
			3 国民健康保険システムに 要する経費 (保険年金課) △ 842
			13 委託料 (△ 842)
			国民健康保険システム修正委託料 (オンライン資格確認対応分) △ 842

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償還金	1	71,472	71,473			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
71,472			
71,472	23 償還金利子及び割引料	71,472	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 71,472
			23 償還金利子及び割引料 (71,472) 交付金等の返還金 71,472

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	107,269	△ 57,680	49,589			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 57,680		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 15	50,452	46,213	96,665	19,091	115,756	
補正前	() 15	51,310	48,629	99,939	19,460	119,399	
比 較	()	△858	△2,416	△3,274	△369	△3,643	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	8,092	1,204	884	1,181		9,966
	補正前	8,060	1,524	896	1,036		12,346
	比 較	32	△320	△12	145		△2,380
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		820		13,157	10,909	46,213
	補正前		720		13,362	10,685	48,629
	比 較		100		△205	224	△2,416

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 858	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 858 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	△ 2,416	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 19 (1) 給与改定分 258 (2) 異動等分 △ 239 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 2,435 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 2,435 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.200</td> <td>2.200</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.200</td> <td>2.250</td> <td>0.20</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60	支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65	超過分	0.00	0.05	0.00	0.05
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60																				
支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65																				
超過分	0.00	0.05	0.00	0.05																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和元年12月1日現在	平均給料月額	280,560円	—
	平均給与月額	390,269円	—
	平均年齢	35歳10月	—
平成30年12月1日現在	平均給料月額	280,073円	—
	平均給与月額	391,233円	—
	平均年齢	36歳1月	—

議案第4号

令和元年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第3回)

令和元年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第3回）

令和元年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,653,739千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 594,998	千円 △11,118	千円 583,880
	1 他会計繰入金	419,058	△11,118	407,940
8 繰越金		1	79,626	79,627
	1 繰越金	1	79,626	79,627
歳入合計		1,585,231	68,508	1,653,739

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		千円 1,384,897	千円 △36,067	千円 1,348,830
	1 下水道管理費	1,186,681	17,745	1,204,426
	2 下水道建設費	198,216	△53,812	144,404
4 予備費		74,832	104,575	179,407
	1 予備費	74,832	104,575	179,407
歳出合計		1,585,231	68,508	1,653,739

議案第 4 号資料

令 和 元 年 度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 3 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 594,998	千円 △11,118	千円 583,880
	1 他会計繰入金	419,058	△11,118	407,940
8 繰越金		1	79,626	79,627
	1 繰越金	1	79,626	79,627
歳入合計		1,585,231	68,508	1,653,739

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		千円 1,384,897	千円 △36,067	千円 1,348,830
	1 下 水 道 管 理 費	1,186,681	17,745	1,204,426
	2 下 水 道 建 設 費	198,216	△53,812	144,404
4 予 備 費		74,832	104,575	179,407
	1 予 備 費	74,832	104,575	179,407
歳 出 合 計		1,585,231	68,508	1,653,739

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△36,067
		33,572	△15,827
		△33,572	△20,240
			104,575
			104,575
		0	68,508

2 歳入

款 7 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 419,058	△ 千円 11,118	千円 407,940	1 一般会計繰入金	千円 △ 11,118

款 8 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 79,626	千円 79,627	1 前年度繰越金	千円 79,626

説	明	千円
1 一般会計繰入金	(下水道課) △	11,118

説	明	千円
1 前年度繰越金	(下水道課)	79,626

3 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 下水道総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,047,798	18,955	1,066,753			30,073
						52,223
						△ 22,150
2 下水道維持費	138,883	△ 1,210	137,673			3,499
						3,499

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 11,118			
△ 11,118	2 給料	△ 5,763	1 職員人件費その他 () △ 11,118
	3 職員手当等	△ 4,697	(1) 下水道課関係経費 △ 11,109
	4 共済費	△ 643	2 給 料 (△ 5,763)
	9 旅費	△ 15	一般職給料 △ 5,763
	13 委託料	△ 22,150	3 職員手当等 (△ 4,708)
	19 負担金補助及び交付金	52,223	4 共 済 費 (△ 628)
			9 旅 費 (△ 10)
			普通旅費 △ 10
			(2) 下水道課関係経費 (再任用職員) △ 9
			3 職員手当等 (11)
			4 共 済 費 (△ 15)
			9 旅 費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5
			3 流域下水道維持管理負担金 (下 水 道 課) 52,223
			19 負担金補助及び交付金 (52,223)
			流域下水道維持管理負担金 52,223
			4 受益者負担金及び下水道使用料賦課徴収に要する経費 (下 水 道 課) △ 22,150
			13 委 託 料 (△ 22,150)
			下水道使用料徴収事務委託料 △ 22,150
△ 4,709			
△ 4,709	13 委託料	△ 1,210	1 下水管きよの維持管理に要する経費 (下 水 道 課) △ 1,210
			13 委 託 料 (△ 1,210)
			管路施設調査委託料 △ 1,210

款 1 下水道費

項 2 下水道建設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道建設費	198,216	△ 53,812	144,404			△ 33,572
						△ 25,950
						△ 7,622

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 20,240			
△ 20,240	13 委託料	△ 14,587	1 管きよ建設に要する経費 (下水道課) △ 46,190
	15 工事請負費	△ 31,603	13 委託料 (△ 14,587) 東小金井駅北口土地区画整理事業 下水道整備等委託料 △ 14,587
	19 負担金補助及び交付金	△ 7,622	15 工事請負費 (△ 31,603) マンホールトイレ用下水道施設設置工事 雨水浸透柵設置工事 前原町二丁目ほか1箇所管きよ更生工事
			2 流域下水道建設に要する経費 (下水道課) △ 7,622
			19 負担金補助及び交付金 (△ 7,622) 多摩川流域下水道野川処理区建設負担金 △ 5,422 多摩川流域下水道北多摩一号処理区建設負担金 △ 1,292 荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区建設負担金 △ 908

款 4 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	74,832	104,575	179,407			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 104,575		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	9	4,401				4,401	709	5,110
	計	9	4,401				4,401	709	5,110
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	9	4,401				4,401	650	5,051
	計	9	4,401				4,401	650	5,051
比較	長 等								
	議 員								
	その他							59	59
	計							59	59

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 10	33,537	24,653	58,190	13,222	71,412	
補正前	(1) 10	39,300	29,100	68,400	13,924	82,324	
比 較	()	△5,763	△4,447	△10,210	△702	△10,912	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		5,290	672	884	419	
補正前		6,320	1,032	896	484		1,769
比 較		△1,030	△360	△12	△65		△107
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			359		8,209	7,158	24,653
補正前			540		10,009	8,050	29,100
比 較			△181		△1,800	△892	△4,447

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 5,763	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 5,763 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	△ 4,447	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 2,692 (1) 給与改定分 160 (2) 異動等分 △ 2,873 (3) 再任用給与改定分 21 2 その他 △ 1,755 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 1,755 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.200</td> <td>2.200</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.200</td> <td>2.250</td> <td>0.20</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60	支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65	超過分	0.00	0.05	0.00	0.05
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60																				
支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65																				
超過分	0.00	0.05	0.00	0.05																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和元年12月1日現在	平均給料月額	335,178円	—
	平均給与月額	416,570円	—
	平均年齢	44歳11月	—
平成30年12月1日現在	平均給料月額	329,756円	—
	平均給与月額	406,661円	—
	平均年齢	44歳3月	—

議案第5号

令和元年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第3回)

令和元年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第3回）

令和元年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ182,335千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,385,282千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		千円 1,783,616	千円 △14,865	千円 1,768,751
	1 介 護 保 険 料	1,783,616	△14,865	1,768,751
3 国 庫 支 出 金		1,809,533	△49,371	1,760,162
	1 国 庫 負 担 金	1,376,838	△33,547	1,343,291
	2 国 庫 補 助 金	432,695	△15,824	416,871
4 支 払 基 金 交 付 金		2,176,411	△47,076	2,129,335
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,176,411	△47,076	2,129,335
5 都 支 出 金		1,206,230	△22,714	1,183,516
	1 都 負 担 金	1,144,146	△22,160	1,121,986
	2 都 補 助 金	62,084	△554	61,530
8 繰 入 金		1,506,937	△48,309	1,458,628
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,373,000	△29,000	1,344,000
	2 基 金 繰 入 金	133,937	△19,309	114,628
歳 入 合 計		8,567,617	△182,335	8,385,282

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 289,030	千円 △6,096	千円 282,934
	1 総 務 管 理 費	200,311	△4,574	195,737
	2 徴 収 費	5,677	△150	5,527
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	75,683	△1,351	74,332
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	6,824	△21	6,803
2 保 險 給 付 費		7,756,874	△171,408	7,585,466
	1 介 護 サービス等諸費	7,051,766	△145,996	6,905,770
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	254,163	△25,412	228,751
4 地 域 支 援 事 業 費		427,424	△3,907	423,517
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	279,340	△2,867	276,473
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,148	△80	19,068
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	128,221	△960	127,261
8 予 備 費		8,153	△924	7,229
	1 予 備 費	8,153	△924	7,229
歳 出 合 計		8,567,617	△182,335	8,385,282

議案第5号資料

令和元年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 險 料		千円 1,783,616	千円 △14,865	千円 1,768,751
	1 介 護 保 險 料	1,783,616	△14,865	1,768,751
3 国 庫 支 出 金		1,809,533	△49,371	1,760,162
	1 国 庫 負 担 金	1,376,838	△33,547	1,343,291
	2 国 庫 補 助 金	432,695	△15,824	416,871
4 支 払 基 金 交 付 金		2,176,411	△47,076	2,129,335
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,176,411	△47,076	2,129,335
5 都 支 出 金		1,206,230	△22,714	1,183,516
	1 都 負 担 金	1,144,146	△22,160	1,121,986
	2 都 補 助 金	62,084	△554	61,530
8 繰 入 金		1,506,937	△48,309	1,458,628
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,373,000	△29,000	1,344,000
	2 基 金 繰 入 金	133,937	△19,309	114,628
歳 入 合 計		8,567,617	△182,335	8,385,282

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 289,030	千円 △6,096	千円 282,934
	1 総 務 管 理 費	200,311	△4,574	195,737
	2 徴 収 費	5,677	△150	5,527
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	75,683	△1,351	74,332
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	6,824	△21	6,803
2 保 険 給 付 費		7,756,874	△171,408	7,585,466
	1 介 護 サービス等諸費	7,051,766	△145,996	6,905,770
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	254,163	△25,412	228,751
	3 そ の 他 諸 費	9,883	0	9,883
	4 高 額 介 護 サービス等費	248,995	0	248,995
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	38,729	0	38,729
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	153,338	0	153,338
4 地 域 支 援 事 業 費		427,424	△3,907	423,517
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	279,340	△2,867	276,473
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,148	△80	19,068
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	128,221	△960	127,261
	4 そ の 他 諸 費	715	0	715
7 諸 支 出 金		82,224	0	82,224
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	82,222	0	82,222
8 予 備 費		8,153	△924	7,229
	1 予 備 費	8,153	△924	7,229
歳 出 合 計		8,567,617	△182,335	8,385,282

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△6,096
			△4,574
			△150
			△1,351
			△21
△69,391		△80,569	△21,448
△59,518		△68,242	△18,236
△9,457		△12,654	△3,301
△9		6	3
△230		197	33
△36		3	33
△141		121	20
△2,694		△680	△533
△2,039		△488	△340
△97		22	△5
△555		△217	△188
△3		3	
		△1	1
		△1	1
			△924
			△924
△72,085		△81,250	△29,000

2 歳入

款 1 保険料

項 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 第1号被保険者保険料	千円 1,783,616	△ 千円 14,865	千円 1,768,751	1 現年賦課分特別徴収保険料	△ 千円 8,058
				2 現年賦課分普通徴収保険料	△ 千円 6,821
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	千円 14

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,376,838	△ 千円 33,547	千円 1,343,291	1 現年度分	△ 千円 33,547

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 調整交付金	千円 312,575	△ 千円 14,865	千円 297,710	1 現年度分調整交付金	△ 千円 14,865
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	59,841	△ 589	59,252	1 現年度分	△ 589

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課) △	8,058
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	6,762
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	59
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課)	14

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課) △	33,547

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法 第122条の2第3項) 補助率 5%	(介護福祉課) △	14,865
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課) △	589

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 49,366	千円 △ 370	千円 48,996	1 現年度分	千円 △ 370

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 2,095,626	千円 △ 46,280	千円 2,049,346	1 現年度分	千円 △ 46,280
2 地域支援事業支援交付金	80,785	△ 796	79,989	1 現年度分	△ 796

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費負担金	千円 1,144,146	千円 △ 22,160	千円 1,121,986	1 現年度分	千円 △ 22,160

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	(介護福祉課) △	370

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課) △	46,280
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	796

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	(介護福祉課) △	22,160

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 37,401	△ 千円 369	千円 37,032	1 現年度分	千円 △ 369
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	24,683	△ 185	24,498	1 現年度分	△ 185

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費繰入金	千円 969,609	△ 千円 21,426	千円 948,183	1 現年度分	千円 △ 21,426
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	37,401	△ 369	37,032	1 現年度分	△ 369
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	24,683	△ 185	24,498	1 現年度分	△ 185
5 その他一般会計繰入金	290,551	△ 7,020	283,531	1 職員給与等繰入金	△ 5,669
				2 事務費繰入金	△ 1,351

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	(介護福祉課) △	369
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課) △	185

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課) △	21,426
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	369
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △	185
1 職員給与等繰入金	(介護福祉課) △	5,669
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	1,351

款 8 繰 入 金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 133,937	千円 △ 19,309	千円 114,628	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △ 19,309

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課) △	19,309

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	198,064	△ 4,484	193,580			
2 運営協議会費	1,282	△ 90	1,192			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 4,484			
△ 4,484	2 給料	△ 2,284	1 職員人件費その他 () △ 4,484
	3 職員手当等	△ 2,157	(1) 介護福祉課関係経費 △ 4,484
	4 共済費	△ 38	2 給料 (△ 2,284)
	9 旅費	△ 5	一般職給料 △ 2,284
			3 職員手当等 (△ 2,157)
			4 共済費 (△ 38)
			9 旅費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5
△ 90			
△ 90	1 報酬	△ 90	1 介護保険運営協議会に要する経費 (介護福祉課) △ 90
			1 報酬 (△ 90)
			介護保険運営協議会委員報酬 △ 70
			地域包括支援センター運営協議専門委員会委員報酬 △ 10
			地域密着型サービス運営専門委員会委員報酬 △ 10

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	5,677	△ 150	5,527			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 150			
△ 150	7 賃金	△ 10	1 介護保険料の賦課徴収に 要する経費 (介護福祉課) △ 150
	13 委託料	△ 140	7 賃 金 (△ 10) 事務補助員賃金 △ 10 13 委 託 料 (△ 140) 介護保険料仮徴収額変更通知書封 入封緘等委託料 △ 87 介護保険料普通徴収納入通知書封 入封緘等委託料 △ 53

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	23,079	△ 1,247	21,832			
2 認定調査等費	52,604	△ 104	52,500			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,247			
△ 1,247	1 報酬	△ 1,247	1 介護認定審査会に要する 経費 (介護福祉課) △ 1,247
			1 報 酬 (△ 1,247) 介護認定審査会委員報酬 △ 1,247
△ 104			
△ 104	1 報酬	△ 754	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 104
	13 委託料	650	1 報 酬 (△ 754) 介護保険非常勤嘱託職員報酬 △ 754 13 委 託 料 (650) 認定調査委託料 650

款 1 総務費

項 5 計画策定委員会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 計画策定委員会費	6,824	△ 21	6,803			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 21				
△ 21	1 報酬	△ 21	1 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に要する経費	(介護福祉課) △ 21
			1 報酬	(△ 21)
			介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定専門委員会委員報酬	△ 21

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 居宅介護サービス給付費	3,554,256	△ 147,024	3,407,232	△ 56,648		△ 71,538
				△ 56,648		△ 71,538
3 地域密着型介護サービス給付費	869,169	15,765	884,934	4,915		8,661
				4,915		8,661
4 特例地域密着型介護サービス給付費	135	0	135	△ 1		1
5 施設介護サービス給付費	2,233,120	△ 14,737	2,218,383	△ 7,418		△ 5,679
				△ 7,418		△ 5,679
7 居宅介護福祉用具購入費	12,069	0	12,069	△ 11		9
8 居宅介護住宅改修費	23,289	0	23,289	△ 22		18
9 居宅介護サービス計画給付費	359,028	0	359,028	△ 333		286

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 18,838			
△ 18,838	19 負担金補助及び交付金	△ 147,024	1 居宅介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 147,024 19 負担金補助及び交付金 (△ 147,024) 居宅介護サービス給付費 △ 147,024
2,189			
2,189	19 負担金補助及び交付金	15,765	1 地域密着型介護サービス 給付費に要する経費 (介護福祉課) 15,765 19 負担金補助及び交付金 (15,765) 地域密着型介護サービス給付費 15,765
△ 1,640			
△ 1,640	19 負担金補助及び交付金	△ 14,737	1 施設介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 14,737 19 負担金補助及び交付金 (△ 14,737) 施設介護サービス給付費 △ 14,737
2			
4			
47			

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	199,648	△ 26,123	173,525	△ 9,664		△ 13,056
				△ 9,664		△ 13,056
3 地域密着型介護予防サービス給付費	6,458	711	7,169	110		365
				110		365
4 特例地域密着型介護予防サービス給付費	86	0	86	142		
5 介護予防福祉用具購入費	3,442	0	3,442	△ 4		2
6 介護予防住宅改修費	15,113	0	15,113	△ 14		12
7 介護予防サービス計画給付費	29,296	0	29,296	△ 27		23

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 3,403			
△ 3,403	19 負担金補助及び交付金	△ 26,123	1 介護予防サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 26,123 19 負担金補助及び交付金 (△ 26,123) 介護予防サービス給付費 △ 26,123
236			
236	19 負担金補助及び交付金	711	1 地域密着型介護予防サー ビス給付費に要する経費 (介護福祉課) 711 19 負担金補助及び交付金 (711) 地域密着型介護予防サービス給付 費 711
△ 142			
2			
2			
4			

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	9,883	0	9,883	△ 9		6

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 3		千円	千円

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	248,743	0	248,743	△ 230		197

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 33		千円	千円

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	38,430	0	38,430	△ 35		2
2 高額医療合算介護予防サービス費	299	0	299	△ 1		1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 33		千円	千円

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	153,213	0	153,213	△ 141		121

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 20		千円	千円

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防・生活支援サービス事業費	244,228	1,245	245,473	△ 431		1,478
				△ 431		1,478
2 介護予防ケアマネジメント事業費	35,112	△ 4,112	31,000	△ 1,608		△ 1,966
				△ 1,608		△ 1,966

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
198			
198	19 負担金補助及び交付金	1,245	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) 1,245 19 負担金補助及び交付金 (1,245) 介護予防サービス負担金 1,245
△ 538			
△ 538	13 委託料	△ 4,112	1 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 (介護福祉課) △ 4,112 13 委託料 (△ 4,112) 介護予防プラン作成委託料 △ 4,112

款 4 地域支援事業費

項 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般介護予防事業費	19,148	△ 80	19,068	△ 97		22
				△ 39		△ 32

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 5			
△ 9	8 報償費	△ 28	
	12 役務費	△ 52	2 地域介護予防活動支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 80
	3 保険料	△ 52	
			8 報 償 費 (△ 28)
			介護予防リーダー研修会講師謝礼 △ 7
			リーダー養成研修講師謝礼 △ 21
			12 役 務 費 (△ 52)
			介護予防体操保険料 △ 52

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	124,297	△ 960	123,337	△ 555		△ 217
				△ 484		△ 185
				△ 60		△ 24
				△ 10		△ 5

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 188			
△ 169	8 報償費	△ 162	3 生活支援体制整備事業に 要する経費 (介護福祉課) △ 838
	13 委託料	△ 798	8 報 償 費 (△ 40) 生活支援ヘルパー養成講座講師謝 礼 △ 30 生活支援協議体委員謝礼 △ 10 13 委 託 料 (△ 798) 生活支援体制基盤整備委託料その 6 △ 282 生活支援体制基盤整備委託料その 7 △ 300 連携推進委託料その3 △ 50 連携推進委託料その4 △ 50 連携推進委託料その5 △ 50 シニアのための地域とつながる応 援ブック作成委託料 △ 66
△ 20			4 認知症総合支援事業に要 する経費 (介護福祉課) △ 104
			8 報 償 費 (△ 104) 認知症カフェスーパーバイザー等 謝礼 △ 104
△ 3			5 地域ケア会議推進事業に 要する経費 (介護福祉課) △ 18
			8 報 償 費 (△ 18) 地域ケア会議推進事業講師謝礼 △ 18

款 4 地域支援事業費

項 4 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	715	0	715	△ 3		3

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	5,566	0	5,566			△ 1

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 1		千円	千円

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	8,153	△ 924	7,229			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 924		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	68	40,978				40,978	3,269	44,247
	計	68	40,978				40,978	3,269	44,247
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	68	43,090				43,090	3,269	46,359
	計	68	43,090				43,090	3,269	46,359
比 較	長 等								
	議 員								
	その他		△2,112				△2,112		△2,112
	計		△2,112				△2,112		△2,112

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 24	78,452	66,470	144,922	29,970	174,892	
補正前	() 24	80,736	68,332	149,068	30,008	179,076	
比 較	()	△2,284	△1,862	△4,146	△38	△4,184	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		12,393	1,312	884	1,717	
補正前		12,398	1,020	896	1,862		14,184
比 較		△5	292	△12	△145		△1,461
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			1,168		20,212	16,061	66,470
補正前			1,080		20,633	16,259	68,332
比 較			88		△421	△198	△1,862

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 2,284	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 2,284 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	△ 1,862	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 619 (1) 給与改定分 383 (2) 異動等分 △ 1,002 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 1,243 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 1,243 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.200</td> <td>2.200</td> <td>0.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>2.200</td> <td>2.250</td> <td>0.20</td> <td>4.65</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> <td>0.00</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60	支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65	超過分	0.00	0.05	0.00	0.05
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	2.200	2.200	0.20	4.60																				
支給見込	2.200	2.250	0.20	4.65																				
超過分	0.00	0.05	0.00	0.05																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
令和元年12月1日現在	平均給料月額	285,904円	—
	平均給与月額	364,079円	—
	平均年齢	37歳1月	—
平成30年12月1日現在	平均給料月額	275,258円	—
	平均給与月額	369,935円	—
	平均年齢	35歳9月	—

議案第6号

令和元年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第 2 回)

令和元年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和元年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ27,009千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,674,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,484,745	千円 △19,196	千円 1,465,549
	1 後期高齢者医療保険料	1,484,745	△19,196	1,465,549
3 繰入金		1,105,911	△5,763	1,100,148
	1 他会計繰入金	1,105,911	△5,763	1,100,148
5 諸収入		89,014	△2,050	86,964
	3 受託事業収入	83,081	△2,050	81,031
歳入合計		2,701,406	△27,009	2,674,397

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 34,100	千円 △2,050	千円 32,050
	1 葬祭費	34,100	△2,050	32,050
3 広域連合納付金		2,562,163	△24,959	2,537,204
	1 広域連合納付金	2,562,163	△24,959	2,537,204
歳出合計		2,701,406	△27,009	2,674,397

議案第6号資料

令和元年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 1,484,745	千円 △19,196	千円 1,465,549
	1 後期高齢者医療保険料	1,484,745	△19,196	1,465,549
3 繰 入 金		1,105,911	△5,763	1,100,148
	1 他 会 計 繰 入 金	1,105,911	△5,763	1,100,148
5 諸 収 入		89,014	△2,050	86,964
	3 受 託 事 業 収 入	83,081	△2,050	81,031
歳 入 合 計		2,701,406	△27,009	2,674,397

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		千円 34,100	千円 △2,050	千円 32,050
	1 葬 祭 費	34,100	△2,050	32,050
3 広域連合納付金		2,562,163	△24,959	2,537,204
	1 広域連合納付金	2,562,163	△24,959	2,537,204
歳 出 合 計		2,701,406	△27,009	2,674,397

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
		△2,050	
		△2,050	
		△24,959	
		△24,959	
		△27,009	

2 歳 入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 特別徴収保 険料	千円 654,307	△ 20,467	千円 633,840	1 現年度分	△ 20,467
				2 滞納繰越分	622
2 普通徴収保 険料	830,438	1,271	831,709	1 現年度分	622
				2 滞納繰越分	649

款 3 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰 入金	千円 1,105,911	△ 5,763	千円 1,100,148	1 療養給付費繰入金	千円 12,200
				2 保険基盤安定繰入金	44
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 18,007

款 5 諸 収 入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 受託事業収 入	千円 83,081	△ 2,050	千円 81,031	2 葬祭費受託事業収入	△ 2,050

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	20,467
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	337
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	285
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	649

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課)	12,200
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課)	44
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課) △	18,007

説	明	千円
1 葬祭費受託事業収入	(保険年金課) △	2,050

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 葬 祭 費	34,100	△ 2,050	32,050			△ 2,050
						△ 2,050

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	△ 2,050	1 葬祭費に要する経費 (保 険 年 金 課) △ 2,050
			19 負担金補助及び交付金 (△ 2,050) 葬 祭 費 △ 2,050

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,562,163	△ 24,959	2,537,204			△ 24,959
						△ 24,959

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	19 負担金補助及び交付金	△ 24,959	1 広域連合分賦金に要する 経費	(保 険 年 金 課) △ 24,959
			19 負担金補助及び交付金	(△ 24,959)
			療養給付費負担金	12,200
			保険料等負担金	△ 19,196
			保険基盤安定負担金	44
			保険料軽減措置負担金	△ 18,007

議案第7号

令和2年度

小金井市一般会計予算

令和2年度小金井市一般会計予算

令和2年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,527,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 21,479,977
	1 市 民 税	11,403,419
	2 固 定 資 産 税	7,675,662
	3 軽 自 動 車 税	65,023
	4 市 た ば こ 税	466,763
	5 都 市 計 画 税	1,869,110
2 地 方 譲 与 税		179,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	9,000
3 利 子 割 交 付 金		34,000
	1 利 子 割 交 付 金	34,000
4 配 当 割 交 付 金		178,000
	1 配 当 割 交 付 金	178,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		99,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	99,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		42,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	42,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,629,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,629,000
8 旧法による自動車取得税金 交 付		7
	1 旧法による自動車取得税金 交 付	7
9 環 境 性 能 割 交 付 金		41,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	41,000
10 地 方 特 例 交 付 金		55,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	55,000
11 地 方 交 付 税		50,000
	1 地 方 交 付 税	50,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円 329,353
	1 負担金	329,353
14 使用料及び手数料		930,108
	1 使用料	413,489
	2 手数料	516,619
15 国庫支出金		7,848,344
	1 国庫負担金	6,599,746
	2 国庫補助金	1,218,655
	3 委託金	29,943
16 都支出金		7,023,351
	1 都負担金	2,313,160
	2 都補助金	3,815,340
	3 委託金	894,851
17 財産収入		22,848
	1 財産運用収入	4,445
	2 財産売却収入	18,403
18 寄附金		12,923
	1 寄附金	12,923
19 繰入金		908,187
	1 基金繰入金	907,161
	2 特別会計繰入金	1,026
20 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
21 諸収入		211,402
	1 延滞金・加算金及び過料	30,004
	2 預金利子	33
	3 受託事業収入	528
	4 収益事業収入	20,000
	5 雑入	160,837
22 市債		1,045,500
	1 市債	1,045,500
歳入合計		43,527,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 374,504
	1 議 会 費	374,504
2 総 務 費		4,006,311
	1 総 務 管 理 費	2,877,906
	2 徴 税 費	492,966
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	332,438
	4 選 挙 費	182,785
	5 統 計 調 査 費	85,659
	6 監 査 委 員 費	34,557
3 民 生 費		22,427,844
	1 社 会 福 祉 費	7,331,564
	2 児 童 福 祉 費	11,409,565
	3 生 活 保 護 費	3,653,989
	4 国 民 年 金 費	32,726
4 衛 生 費		3,733,571
	1 保 健 衛 生 費	1,171,431
	2 清 掃 費	2,562,140
5 労 働 費		14,364
	1 労 働 諸 費	14,364
6 農 林 水 産 業 費		35,418
	1 農 業 費	35,418
7 商 工 費		200,242
	1 商 工 費	200,242
8 土 木 費		4,585,221
	1 土 木 管 理 費	243,026
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,124,782
	3 河 川 費	2,569
	4 都 市 計 画 費	3,204,026
	5 住 宅 費	10,818
9 消 防 費		1,516,976
	1 消 防 費	1,516,976

款	項	金額
10 教 育 費		千円 4,222,553
	1 教 育 総 務 費	729,904
	2 小 学 校 費	1,215,269
	3 中 学 校 費	598,551
	4 社 会 教 育 費	733,210
	5 保 健 体 育 費	945,619
11 公 債 費		2,312,974
	1 公 債 費	2,312,974
12 諸 支 出 金		30,336
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	30,335
13 予 備 費		66,686
	1 予 備 費	66,686
歳 出 合 計		43,527,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（令和2年度）	令和2年度 ～令和17年度	令和2年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和2年度 ～令和17年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
公共施設個別施設計画策定等支援委託料	令和3年度	10,208千円
新庁舎・(仮称)新福社会館建設コンストラクション・マネジメント委託料	令和3年度	11,220千円
新庁舎・(仮称)新福社会館建設実施設計委託料	令和3年度	167,100千円
障害者福祉センター指定管理委託料	令和2年度 ～令和7年度	障害者福祉センターの管理運営に要する額
本町高齢者在宅サービスセンター指定管理委託料	令和2年度 ～令和7年度	本町高齢者在宅サービスセンターの管理運営に要する額
子どもの権利救済窓口設置支援委託料	令和3年度	2,431千円

事 項	期 間	限 度 額
児童発達支援センター指定管理委託料	令和2年度 ～令和7年度	児童発達支援センターの管理運営に要する額
食育推進計画策定支援委託料	令和3年度	2,178千円
生活影響調査等委託料	令和3年度 ～令和4年度	26,063千円
自転車駐車場指定管理委託料	令和2年度 ～令和7年度	348,290千円
住宅マスタープラン策定支援委託料	令和3年度	5,170千円
GHPエアコン借上料その1 (小学校令和2年度導入分)	令和3年度 ～令和12年度	55,926千円
GHPエアコン借上料その2 (小学校令和2年度導入分)	令和3年度 ～令和12年度	40,815千円
屋内運動場エアコン借上料 (令和2年度導入分)	令和3年度 ～令和7年度	165,785千円

事 項	期 間	限 度 額
GHPエアコン借上料その1 (中学校令和2年度導入分)	令和3年度 ～令和12年度	30,735千円
GHPエアコン借上料その2 (中学校令和2年度導入分)	令和3年度 ～令和12年度	26,386千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	清掃関連施設整備事業	千円 70,800	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの時 から据置期 間を含み、 30年以内 に償還す る。 ただし、財 政その他の 都合により 据置期間 及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低 利債に借換 えすることが できる。	借入年度 令和2年度 ただし、事 業の進捗又 は財源その 他の都合に より、起債 額の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。
2	都道134号線整備事業	34,000				
3	東小金井駅北口土地区画整理事業	223,000				
4	都市計画道路3・4・12号線整備事業	29,200				
5	都市計画道路3・4・8号線整備事業	153,500				
6	総合体育館大規模改修事業	535,000				
合 計		1,045,500				

議案第8号

令和2年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

令和2年度小金井市国民健康保険特別会計予算

令和2年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,912,268千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,406,456
	1 国民健康保険税	2,406,456
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		3,267
	1 国 庫 補 助 金	3,267
4 都 支 出 金		6,269,733
	1 都 補 助 金	6,269,733
5 財 産 収 入		16
	1 財 産 運 用 収 入	16
6 繰 入 金		1,198,405
	1 他 会 計 繰 入 金	1,178,405
	2 基 金 繰 入 金	20,000
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		34,388
	1 延滞金・加算金及び過料	25,152
	2 雑 入	9,236
歳 入 合 計		9,912,268

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		181,018 千円
	1 総 務 管 理 費	148,077
	2 徴 税 費	32,941
2 保 險 給 付 費		6,093,828
	1 療 養 諸 費	5,308,047
	2 高 額 療 養 費	723,766
	3 移 送 費	57
	4 出 産 育 児 諸 費	45,021
	5 葬 祭 費	6,000
	6 結核・精神医療給付費	10,937
3 国民健康保険事業費納付 金		3,428,956
	1 医 療 給 付 費 分	2,344,395
	2 後期高齢者支援金等分	791,544
	3 介 護 納 付 金 分	293,017
4 保 健 事 業 費		160,913
	1 特定健康診査等事業費	111,647
	2 保 健 事 業 費	49,266
5 基 金 積 立 金		16
	1 基 金 積 立 金	16
6 公 債 費		106
	1 公 債 費	106
7 諸 支 出 金		27,431
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	27,431
8 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		9,912,268

議案第9号

令和2年度

小金井市

介護保険特別会計予算

令和2年度小金井市介護保険特別会計予算

令和2年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,501,385千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 1,792,721
	1 介 護 保 險 料	1,792,721
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,817,259
	1 国 庫 負 担 金	1,378,098
	2 国 庫 補 助 金	439,161
4 支 払 基 金 交 付 金		2,176,481
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,176,481
5 都 支 出 金		1,205,928
	1 都 負 担 金	1,142,158
	2 都 補 助 金	63,770
6 財 産 収 入		47
	1 財 産 運 用 収 入	45
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,508,883
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,421,000
	2 基 金 繰 入 金	87,883
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		63
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 雑 入	60
歳 入 合 計		8,501,385

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 298,894
	1 総 務 管 理 費	207,502
	2 徴 収 費	5,656
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	79,674
	4 趣 旨 普 及 費	412
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	5,650
2 保 險 給 付 費		7,754,634
	1 介 護 サービス 等 諸 費	7,058,631
	2 介 護 予 防 サービス 等 諸 費	243,508
	3 そ の 他 諸 費	9,900
	4 高 額 介 護 サービス 等 費	250,038
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス 等 費	38,383
	6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス 等 費	154,174
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		438,711
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	284,702
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	20,982
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	132,306
	4 そ の 他 諸 費	721
5 基 金 積 立 金		45
	1 基 金 積 立 金	45
6 公 債 費		28
	1 公 債 費	28
7 諸 支 出 金		7,275
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	7,275
8 予 備 費		1,797
	1 予 備 費	1,797
歳 出 合 計		8,501,385

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本町高齢者在宅サービスセンター指定管理委託料	令和2年度 ～令和7年度	本町高齢者在宅サービスセンターの管理運営に要する額

議案第10号

令和2年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,729,369千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,520,805
	1 後期高齢者医療保険料	1,520,805
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,121,892
	1 他 会 計 繰 入 金	1,121,892
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		86,670
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2,510
	3 受 託 事 業 収 入	82,383
	4 雑 入	1,775
歳 入 合 計		2,729,369

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		12,569 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	7,598
	2 徴 収 費	4,971
2 保 險 給 付 費		31,550
	1 葬 祭 費	31,550
3 広 域 連 合 納 付 金		2,603,309
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,603,309
4 保 健 事 業 費		77,405
	1 保 健 事 業 費	77,405
5 諸 支 出 金		3,536
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,510
	2 繰 出 金	1,026
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,729,369

議案第11号

令和2年度

小金井市

下水道事業会計予算

令和2年度小金井市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	18, 302, 000立方メートル
(3) 一日平均処理水量	50, 000立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	181, 000千円
イ 流域下水道建設負担金	37, 746千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2, 085, 077千円
第1項 営業収益		1, 608, 046千円
第2項 営業外収益		477, 031千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1, 987, 693千円
第1項 営業費用		1, 924, 066千円
第2項 営業外費用		40, 962千円
第3項 特別損失		12, 665千円
第4項 予備費		10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額279, 768千円は、当年度分損益勘定留保資金279, 768千円で補填するものとする）。

	収	入
第1款 資本的収入		69, 548千円
第1項 企業債		68, 000千円
第2項 他会計負担金		1, 548千円

支 出

第1款 資本的支出	349,316千円
第1項 建設改良費	247,314千円
第2項 企業債償還金	92,002千円
第3項 予備費	10,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ115,995千円及び284,430千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
公営企業会計運用支援委託料	令和3年度から 令和4年度まで	2,591
(仮称)小金井市下水道総合計画策定支援委託料	令和3年度から 令和4年度まで	20,195

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
公共下水道事業	34,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において)	借入れのときから据置期間を含み、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置	借入年度 令和2年度 ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は

流域下水道 事業	34,000	は、当該見直し後の利率)	期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
合計	68,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

90,326千円

令和2年2月19日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

議案第12号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

期末手当の支給に係る基準日及び割合の変更並びに学校運営協議会委員の新設に伴う報酬額の規定を追加するため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「3月に支給する場合には、100分の20、6月に支給する場合には、100分の180、12月に支給する場合には、100分の195を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）」を「6月に支給する場合には100分の197.5を、12月に支給する場合には100分の197.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

別表第3中

「

評価員	日額	10,000円
-----	----	---------

を

」

「

評価員	日額	10,000円
学校運営協議会委員	日額	1,500円

に改める。

」

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																			
<p>(期末手当) 第5条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する月の末日までの間に支給する。これら基準日前1か月以内(以下「退職等」という。)した市長等(当該基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした市長等にあつては、退職等をした日現在)において市長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の197.5を、12月に支給する場合には100分の197.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 150 1380 499"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	5か月以上6か月未満	100分の80	3か月以上5か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<p>(期末手当) 第5条の3 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する市長等に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これら基準日前1か月以内(以下「退職等」という。)した市長等(当該基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職等をした市長等にあつては、退職等をした日現在)において市長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の195を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内(基準日が12月1日であるときは、6か月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 499 1380 1937"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日が3月1日又は6月1日である場合</td> <td>1日である場合</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	1日である場合	割合	3か月	6か月	100分の100	<p>期末手当に係る基準日の変更</p> <p>期末手当の割合及び規定の整備</p>
在職期間	割合																				
6か月	100分の100																				
5か月以上6か月未満	100分の80																				
3か月以上5か月未満	100分の60																				
3か月未満	100分の30																				
在職期間		割合																			
基準日が3月1日又は6月1日である場合	1日である場合	割合																			
3か月	6か月	100分の100																			

2か月15日以上 3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上 2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

別表第3 (第2条関係)

報酬額表

職名	支給区分	報酬額	備考
評価員	省略	省略	省略
		1,500円	
学校運営協議会委員	省略	省略	省略

備考 省略

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

報酬額表

職名	支給区分	報酬額	備考
評価員	省略	省略	省略
		省略	
備考	省略	省略	省略

備考 省略

学校運営委員会
協賛に係る
役員報酬額
の新設

議案第13号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うこと、併せて期末手当の支給に係る基準日及び割合を変更するため、本案を提出するものがあります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、3月1日」を削る。

第17条第2項の表を次のように改める。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	100分の130	100分の130
行(1)4級職員	100分の110	100分の110
行(1)5級職員	100分の100	100分の100

第17条第3項中「「100分の20」とあるのは「100分の10」と、」を削り、「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に改め、同条第9項の表を次のように改める。

在職期間	割合
180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

第17条の2第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の100」を「100分の102.5」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の130」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項から第3項まで及び第9項並びに付則第6項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第17条の2第2項及び第3項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(令和元年12月の勤勉手当の特例)
- 3 令和元年12月の勤勉手当に限り、新条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の135」とし、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 4 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、新条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。
- 5 令和元年12月の勤勉手当における新条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第5条の2第1項中「3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）」を「6か月以内」に改める。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																																
<p>(期末手当) 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条、第17条の3及び第17条の4においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第18条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。)と同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合(以下「在職期間割合」という。)を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="917 1288 1300 1624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>100分の1 30</td> <td>100分の1 30</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>100分の1 10</td> <td>100分の1 10</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>100分の1 00</td> <td>100分の1 00</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	100分の1 30	100分の1 30	行(1)4級職員	100分の1 10	100分の1 10	行(1)5級職員	100分の1 00	100分の1 00	<p>(期末手当) 第17条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条、第17条の3及び第17条の4においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までの間に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第18条第5項の規定の適用を受ける職員を除く。)と同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合(以下「在職期間割合」という。)を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="917 1288 1300 1624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>3月に支給する場合</th> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>100分の1 20</td> <td>100分の1 120</td> <td>100分の1 120</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>100分の1 20</td> <td>100分の1 100</td> <td>100分の1 100</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>100分の1 20</td> <td>100分の1 90</td> <td>100分の1 90</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合		3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	100分の1 20	100分の1 120	100分の1 120	行(1)4級職員	100分の1 20	100分の1 100	100分の1 100	行(1)5級職員	100分の1 20	100分の1 90	100分の1 90	<p>期末手当の支給に係る日の変更</p>
職員の区分		割合																																
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																																
次に掲げる職員以外のもの	100分の1 30	100分の1 30																																
行(1)4級職員	100分の1 10	100分の1 10																																
行(1)5級職員	100分の1 00	100分の1 00																																
職員の区分	割合																																	
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合																															
次に掲げる職員以外のもの	100分の1 20	100分の1 120	100分の1 120																															
行(1)4級職員	100分の1 20	100分の1 100	100分の1 100																															
行(1)5級職員	100分の1 20	100分の1 90	100分の1 90																															
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項</p>	<p>期末手当の割合の変更</p>																																

の表次に掲げる職員以外のもの項中「100分の130」
とあるのは「100分の72.5」とする。

4 }
 } 省略
 8 }

9 第2項に規定する在職期間割合は、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

(勤勉手当)

の表次に掲げる職員以外のもの項中「100分の20」
とあるのは「100分の10」と、「100分の120」
とあるのは「100分の67.5」とする。

4 }
 } 省略
 8 }

9 第2項に規定する在職期間割合は、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	
90日	100分の100
60日以上90日未満	100分の90
45日以上60日未満	100分の70
30日以上45日未満	100分の60
15日以上30日未満	100分の40
1日以上15日未満	100分の20

在職期間	割合
基準日が12月1日である場合	
180日	100分の100
150日以上180日未満	100分の90
120日以上150日未満	100分の80
90日以上120日未満	100分の70
60日以上90日未満	100分の60
30日以上60日未満	100分の40
1日以上30日未満	100分の20

(勤勉手当)

期末手当
の支給割
合の変更

規定の整
備

第17条の2 省略

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の場合に計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{100}$ 02.5	$\frac{100}{100}$ 02.5
行(1)4級職員	$\frac{100}{22.5}$	$\frac{100}{22.5}$
行(1)5級職員	$\frac{100}{32.5}$	$\frac{100}{32.5}$

3 再任用職員に対する勤労手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤労手当基礎額にそれぞれ100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 省略
5 省略

付 則
(施行期日等)

第17条の2 省略

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、規則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項に規定する職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の場合に計額を加算した額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{100}$ 00	$\frac{100}{100}$ 00
行(1)4級職員	$\frac{100}{20}$	$\frac{100}{20}$
行(1)5級職員	$\frac{100}{30}$	$\frac{100}{30}$

3 再任用職員に対する勤労手当は、6月及び12月に支給する場合においては、当該再任用職員の勤労手当基礎額にそれぞれ100分の47.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 省略
5 省略

勤労手当の支給割合の変更

同上

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項から第3項まで及び第9項並びに付則第6項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第17条の2第2項及び第3項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（令和元年12月の勤勉手当の特例）
- 3 令和元年12月の勤勉手当に限り、新条例第17条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表12月に支給する場合の欄中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の135」とし、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 4 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、新条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。
- 5 令和元年12月の勤勉手当における新条例第17条の2第1項の規定の適用については、同項中「属する月の末日」とあるのは、「属する月の末日から4月を経過する日」とする。
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 6 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第5条の2第1項中「3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）」を「6か月以内」に改める。

議案第13号資料2

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

令和元年東京都人事委員会勧告等を踏まえ、次のとおり改定する。

1 期末・勤勉手当

(1) 年間支給月数

ア 概要

年間支給月数を0.05月引き上げ、4.65月（再任用職員については、2.45月）に改定する。引上げについては、勤勉手当で実施する。

イ 実施時期

令和元年度から実施

ウ 改正による影響額

12,430千円

※平成31年4月1日現在の人数に基づき算出

(2) 期末手当の3月期支給の廃止

ア 概要

令和2年度以降においては、3月期支給を廃止し、6月期及び12月期の期末手当へ均等に配分する。

区 分	令和元年度				令和2年度以降		
	6月期	12月期	3月期	年間計	6月期	12月期	年間計
部長職	0.90月	0.90月	0.20月	2.00月	1.00月	1.00月	2.00月
課長職	1.00月	1.00月	0.20月	2.20月	1.10月	1.10月	2.20月
一般職	1.20月	1.20月	0.20月	2.60月	1.30月	1.30月	2.60月
再任用職員	0.675月	0.675月	0.10月	1.45月	0.725月	0.725月	1.45月

イ 実施時期

令和2年度から実施

議案第13号資料3

令和元年 国及び東京都の勧告状況並びに小金井市の給与改定状況

区分	国	東京都	小金井市
改定率 (引上げ額)	0.09% (387円)	改定なし	改定なし
初任給	186,700円 (1,500円) 182,200円 (1,500円) 150,600円 (2,000円)	183,700円 (改定なし) 157,100円 (改定なし) 145,600円 (改定なし)	183,700円 (改定なし) 157,100円 (改定なし) 145,600円 (改定なし)
勤勉手当の引上げ支給月数	0.05月 (4.50月)	0.05月 (4.65月)	0.05月 (4.65月)
実施時期	平成31年4月に遡及して実施 令和元年12月支給の勤勉手当に遡及して実施	改定なし 令和元年12月支給の勤勉手当に遡及して実施	改定なし 令和元年12月支給の勤勉手当に遡及して実施

※ 勤勉手当の引上げ支給月数 () は、期末・勤勉手当の年間支給月数

議案第13号資料4

多摩26市における期末勤勉手当の改定状況

自治体名	改正前	改正後	引上月数
小金井市	4.6月	4.65月	0.05月
八王子市	4.6月	4.65月	0.05月
立川市	4.6月	4.65月	0.05月
武蔵野市	4.6月	4.65月	0.05月
三鷹市	4.6月	4.65月	0.05月
青梅市	4.6月	4.65月	0.05月
府中市	4.6月	4.65月	0.05月
昭島市	4.6月	4.65月	0.05月
調布市	4.6月	4.65月	0.05月
町田市	4.6月	4.65月	0.05月
小平市	4.6月	4.65月	0.05月
日野市	4.6月	4.65月	0.05月
東村山市	4.6月	4.65月	0.05月
国分寺市	4.6月	4.65月	0.05月
国立市	4.6月	4.65月	0.05月
福生市	4.6月	4.65月	0.05月
狛江市	4.6月	4.65月	0.05月
東大和市	4.6月	4.65月	0.05月
清瀬市	4.6月	4.65月	0.05月
東久留米市	4.6月	4.65月	0.05月
武蔵村山市	4.6月	4.65月	0.05月
多摩市	4.6月	4.65月	0.05月
稲城市	4.6月	4.65月	0.05月
羽村市	4.6月	4.65月	0.05月
あきる野市	4.6月	4.65月	0.05月
西東京市	4.6月	4.65月	0.05月

※ 改正前及び改正後の月数は、期末・勤勉手当の年間支給月数

※ 改定予定の自治体も含む。

議案第14号

特別職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

特別職の職員に対して支給する旅費のうち、宿泊料の額の見直しを図るため、本案を提出するものであります。

特別職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

内国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
第2条第1号及び第2号に掲げる職員	2,800円	15,000円を上限とする実費額	2,000円

別表第2（第4条関係）

外国旅行の旅費

区分	船賃（旅客運賃）	日当（1日につき）	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料（旅行期間別）		
					1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上
第2条第1号及び第2号に掲げる職員	最上級の運賃	8,300円	25,700円を上限とする実費額	7,700円	86,240円	104,720円	123,200円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特別職の職員の旅費に関する条例の規定は、令和2年4

月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第14号資料

特別職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考																			
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)		宿泊料の額の見直しによる規定の整備																			
内国旅行の旅費		内国旅行の旅費																					
区分	<table border="1"> <tr> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食事料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <td>2,800円</td> <td>15,000円を上限とする実費額</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	2,800円	15,000円を上限とする実費額	2,000円	<table border="1"> <tr> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食事料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <td>2,800円</td> <td>15,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	2,800円	15,000円	2,000円									
日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)																					
2,800円	15,000円を上限とする実費額	2,000円																					
日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)																					
2,800円	15,000円	2,000円																					
第2条第1号及び第2号に掲げる職員																							
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)		同上																			
外国旅行の旅費		外国旅行の旅費																					
区分	<table border="1"> <tr> <th>船賃 (旅客賃)</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食事料 (1夜につき)</th> <th>支度料 (旅行期間別)</th> </tr> <tr> <td>最上級の運賃</td> <td>8,300円</td> <td>2,570円</td> <td>7,700円</td> <td>1か月未満 8,624円 1か月以上3か月未満 10,472円 3か月以上 12,320円</td> </tr> </table>	船賃 (旅客賃)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料 (旅行期間別)	最上級の運賃	8,300円	2,570円	7,700円	1か月未満 8,624円 1か月以上3か月未満 10,472円 3か月以上 12,320円	<table border="1"> <tr> <th>船賃 (旅客賃)</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食事料 (1夜につき)</th> <th>支度料 (旅行期間別)</th> </tr> <tr> <td>最上級の運賃</td> <td>8,300円</td> <td>2,570円</td> <td>7,700円</td> <td>1か月未満 8,624円 1か月以上3か月未満 10,472円 3か月以上 12,320円</td> </tr> </table>	船賃 (旅客賃)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料 (旅行期間別)	最上級の運賃	8,300円	2,570円	7,700円	1か月未満 8,624円 1か月以上3か月未満 10,472円 3か月以上 12,320円	
船賃 (旅客賃)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料 (旅行期間別)																			
最上級の運賃	8,300円	2,570円	7,700円	1か月未満 8,624円 1か月以上3か月未満 10,472円 3か月以上 12,320円																			
船賃 (旅客賃)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料 (旅行期間別)																			
最上級の運賃	8,300円	2,570円	7,700円	1か月未満 8,624円 1か月以上3か月未満 10,472円 3か月以上 12,320円																			
第2条第1号及び第2号に掲げる																							

職員	限と する 実費 額	掲げる 職員									
<p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の特別職の職員の旅費に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>											

議案第15号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

職員に対して支給する旅費のうち、宿泊料の額の見直しを図るため、本案を提出する
ものであります。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「定額」を「実費額」に改める。

第18条第1項中「の定額」を「に定める額」に改める。

第21条中「宿泊料定額の範囲内の実費額」を「宿泊料の額」に改める。

第29条第1項及び第2項中「の定額」を「に定める額」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第17条―第19条関係）

内国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
第3条に定める職員	1,800円	13,000円を 上限とする実費額	1,400円

別表第2（第29条、第30条関係）

外国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料（旅行期間別）		
				1か月未 満	1か月以 上3か月 未満	3か月以 上
第3条に定める職員	7,200円	22,500円を上限とする実費額	6,700円	70,070円	85,090円	100,100円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第15号資料

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>6 } 省略</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの<u>実費額</u>により支給する。</p> <p>8 } 省略</p> <p>9 } 省略</p> <p>10 } 省略</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第18条 宿泊料の額は、別表第1に定める額による。</p> <p>2 省略</p> <p>(管内旅費)</p> <p>第21条 出張地を小金井市の区域内とする場合の旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には別表第1の<u>宿泊料の額</u>を支給する。</p> <p>(日当、宿泊料及び食事料)</p> <p>第29条 日当及び宿泊料の額は、別表第2に定める額による。</p> <p>2 第26条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、別表第2</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>6 } 省略</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの<u>定額</u>により支給する。</p> <p>8 } 省略</p> <p>9 } 省略</p> <p>10 } 省略</p> <p>(宿泊料)</p> <p>第18条 宿泊料の額は、別表第1の<u>定額</u>による。</p> <p>2 省略</p> <p>(管内旅費)</p> <p>第21条 出張地を小金井市の区域内とする場合の旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には別表第1の<u>宿泊料定額の範囲内の実費額</u>を支給する。</p> <p>(日当、宿泊料及び食事料)</p> <p>第29条 日当及び宿泊料の額は、別表第2の<u>定額</u>による。</p> <p>2 第26条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、別表第2</p>	<p>宿泊料の額の見直しによる規定の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

に定める額の10分の7に相当する額による。

- 3 省略
- 4 省略

別表第1 (第17条—第19条関係)

内国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
第3条に定める職員	1,800 円	13,000 円を上限とする実費額	1,400 円

別表第2 (第29条、第30条関係)

外国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料 (旅行期間別)		
				1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上
第3条に定める職員	7,200 円	22,500 円を上限	6,700 円	70,000 円	85,000 円	100 円
				070 円	090 円	010 円

の定額の10分の7に相当する額による。

- 3 省略
- 4 省略

別表第1 (第17条—第19条関係)

内国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
第3条に定める職員	1,800 円	13,000 円	1,400 円

別表第2 (第29条、第30条関係)

外国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	支度料 (旅行期間別)		
				1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上
第3条に定める職員	7,200 円	22,500 円	6,700 円	70,000 円	85,000 円	100 円
				070 円	090 円	010 円

宿泊料の額の見直しによる規定の整備

同上

同上

員	限とする 実費 額							
<p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>								
<p style="text-align: center;">る職 員</p>								

議案第16号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.55」を「100分の5.75」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条第4項ただし書の改正規定、第22条各号列記以外の部分の改正規定、同条第2号の改正規定及び同条第3号の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第16号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額の改定を行うものである（以下「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

(1) 基礎課税額の課税限度額の改定

61万円を63万円に改める（条例第2条第2項、第22条）。

(2) 介護納付金課税額の課税限度額の改定

16万円を17万円に改める（条例第2条第4項、第22条）。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額のおん分率の改定

100分の5.55を100分の5.75に改める（条例第3条第1項）。

(4) 減額基準額の改定

ア 5割減額対象基準額の改定

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である28万円を28万5,000円に改める（条例第22条第2号）。

イ 2割減額対象基準額の改定

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額である51万円を52万円に改める（条例第22条第3号）。

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、2(1)の改正規定、2(2)の改正規定及び2(4)の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する（付則第1項）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p>	<p>基礎課税額の限度額の改定</p>
<p>3 省略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定に</p>	<p>3 省略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定に</p>	<p>介護納付金課税額の限度額の改定</p>

よる控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額
(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100
分の5.75を乗じて算定する。

2 省略

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。) 1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

よる控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額
(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100
分の5.55を乗じて算定する。

2 省略

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。) 1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

基礎課税額
の所得割額
のあん分率
の改定

基礎課税額
及び介護納
付金課税額
の限度額の
改定に伴う
規定の整備

5割減額対
象基準額の
改定

ア } 省略
イ }
ウ }

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
ウ }

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条第4項ただし書の改正規定、第22条各号列記以外の部分の改正規定、同条第2号の改正規定及び同条第3号の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

ア } 省略
イ }
ウ }

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
ウ }

2 割減額対
象基準額の
改定

議案第17号

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号資料

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(償還等) 第15条 省略 2 省略 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(償還等) 第15条 省略 2 省略 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></u></p>	<p>法改正に伴う引用条項及び規定の整備</p>

議案第18号

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

放課後児童支援員の研修修了要件に係る経過措置規定の延長を図るため、本案を提出
するものであります。

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第18号資料

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (職員に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、 第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了し たもの」とあるのは、「修了したものは、令和7年3月31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とす る。</p> <p>付 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (職員に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、 第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了し たもの」とあるのは、「修了したものは、令和2年3月31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とす る。</p>	<p>職員に関 する経過 措置の延 長</p>

議案第19号

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例

(小金井市高齢者住宅条例の一部改正)

第1条 小金井市高齢者住宅条例（平成10年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「(被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第1号、第4号及び第6号)」を削り、「条件」の次に「(被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第1号、第5号及び第6号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）」を加える。

第7条に次の1項を加える。

2 法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る高齢者住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる高齢者住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。第11条第2項を次のように改める。

2 高齢者住宅の入居決定者は、前項の通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 小金井市高齢者住宅賃貸借契約書を取り交わすこと。

(2) 緊急連絡先届出書を提出すること。

第11条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第15条第3項中「申告」の次に「又は第30条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第19条に次の1項を加える。

- 2 入居者の責に帰すべき事由によって高齢者住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

第20条を次のように改める。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項において市又は建物所有者が負担することとされているもの以外の高齢者住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第32条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

(小金井市市営住宅条例の一部改正)

第2条 小金井市市営住宅条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項中「次の各号に掲げる条件」を「次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第1号、第3号及び第4号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）」に改める。

第9条第4項中「寡婦」の次に「(寡夫)」を加える。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を」を「請書に緊急連絡先等を記入し」に

改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第15条第3項中「申告」の次に「又は第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第19条中第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第21条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第2項中「借上げ」を削り、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項の規定」を「第1項の規定」に改める。

第22条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第46条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(高齢者住宅に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の小金井市高齢者住宅条例（以下「新高齢者住宅条例」という。）第11条の規定は、この条例の施行の日以後に新高齢者住宅条例第8条第2項の規定により決定を受けた入居者から適用する。

(市営住宅に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の小金井市市営住宅条例（以下「新市営住宅条例」と

いう。) 第 11 条の規定は、この条例の施行の日以後に新市営住宅条例第 8 条第 2 項の規定により決定を受けた入居者から適用する。

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(入居者の資格) 第6条 高齢者住宅に入居できる者(第6号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)を含む。)は、次の各号に掲げる条件(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第1号、第5号及び第6号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日(その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間に限る。)を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 (6) }</p> <p>(入居者の資格の特例)</p>	<p>(入居者の資格) 第6条 高齢者住宅に入居できる者(第6号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)を含む。)は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等)に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 (6) }</p> <p>(入居者の資格の特例)</p>	<p>入居者の資格に係る規定の追加</p>

<p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は<u>第30条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</u></p> <p>4 省略 (修繕費用の負担) 第19条 省略</p> <p>2 <u>入居者の責に帰すべき事由によって高齢者住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</u> (入居者の費用負担義務) 第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1) <u>電気、ガス、水道及び下水道の使用料</u> (2) <u>汚物及びじんかいの処理に要する費用</u> (3) <u>共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用</u> (4) <u>前条第1項において市又は建物所有者が負担することとされているもの以外の高齢者住宅及び共同施設の修繕に要する費用</u> (明渡請求等) 第32条 } 省略 2</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 省略 (修繕費用の負担) 第19条 省略</p> <p>(入居者の費用負担義務) 第20条 <u>電気、水道、下水道及びガスの使用料その他市長が必要と認める費用は、入居者の負担とする。</u></p> <p>(明渡請求等) 第32条 } 省略 2</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同</p>	<p>規定の整備</p> <p>修繕費用の負担に係る規定の追加</p> <p>入居者の費用負担義務に係る規定の整備</p>
--	--	---

<p>種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 } 省略 ~ } 6 }</p> <p>付 則 (抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (高齢者住宅に関する経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の小金井市高齢者住宅条例(以下「新高齢者住宅条例」という。)第11条の規定は、この条例の施行の日以後に新高齢者住宅条例第8条第2項の規定により決定を受けた入居者から適用する。</p>	<p>種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 } 省略 ~ } 6 }</p>	<p>利息の額の変更</p>
---	---	----------------

<p>小金井市市営住宅条例 (第2条関係) 改正条例</p>	<p>現行条例</p>	<p>備考</p>
<p>(公募の例外) 第5条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1) } 省略 ~ } (4) } (5) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条</p>	<p>(公募の例外) 第5条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1) } 省略 ~ } (4) } (5) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条</p>	

の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項もしくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) } 省略
(8) }

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者（第4号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。）を含む。）は、市内に住所を有するほか次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては第1号、第3号及び第4号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（そ

の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項もしくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) } 省略
(8) }

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者（第4号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。）を含む。）は、市内に住所を有するほか次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。

入居者の資格に係る規定の追加

公募の例外に係る規定の追加

の日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日までの間に限る。)を具備する者でなければならぬ。

(1) } 省略
 {
(4) }

2 省略
3 省略

(入居者の選考)

第9条 } 省略
2 {
3 }

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならぬ。

(1) 請書に緊急連絡先等を記入し提出すること。

(1) } 省略
 {
(4) }

2 省略
3 省略

(入居者の選考)

第9条 } 省略
2 {
3 }

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならぬ。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

規定の整備

請書に係る規定の整備

(2) 省略
2 省略

3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 省略
5 省略
(収入の申告等)

第15条 } 省略

2 市長は、第1項の規定による収入の申告又は第36条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 省略
(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

(2) 省略
2 省略

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 省略
6 省略
(収入の申告等)

第15条 } 省略

2 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 省略
(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

連帯保証人の連署に係る規定の削除

規定の整備

項の繰上げ
同上

規定の整備

同上

<p>2 } 省略 4 } (敷金) 第19条 } 省略 2 }</p>	<p>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることができない。</p> <p>4 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p>	<p>敷金に係る規定の追加</p>
<p>2 } 省略 4 } (敷金) 第19条 } 省略 2 }</p>	<p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p>	<p>規定の整備及び項の繰上げ</p>
<p>4 } 省略 5 } (修繕費用の負担) 第21条 } 省略 2 }</p>	<p>第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、市営住宅の修繕費用に別項に定めるものとする。</p> <p>3 入居者の責に帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又は</p>	<p>項の繰上げ 修繕費用の負担に係る規定の整備 同上 同上</p>

その費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) } 省略
- (2) } 省略
- (3) }

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(住宅の明渡請求)

第42条 } 省略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 } 省略

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第4

負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) } 省略
- (2) } 省略
- (3) }

(4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(住宅の明渡請求)

第42条 } 省略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 } 省略

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第4

利息の額の変更

1条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第4項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

付 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(市営住宅に関する経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の小金井市市営住宅条例(以下「新市営住宅条例」という。)第11条の規定は、この条例の施行の日以後に新市営住宅条例第8条第2項の規定により決定を受けた入居者から適用する。

1条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第5項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

規定の整備

議案第20号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

低所得者の介護保険料の軽減を強化し、減額賦課に係る介護保険料率を改定するため、本案を提出するものであります。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「24,300円」を「19,400円」に改め、同条第3項中「24,300円」を「19,400円」に、「34,000円」を「25,900円」に改め、同条第4項中「24,300円」を「19,400円」に、「46,900円」を「45,300円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市介護福祉条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } 省略 (15)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,400円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,400円</u>」とあるのは「<u>25,900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,400円</u>」とあるのは「<u>45,300円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } 省略 (15)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>4,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,300円</u>」とあるのは「<u>34,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>24,300円</u>」とあるのは「<u>46,900円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>規定の整備</p> <p>減額賦課に係る保険料率の改定</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

付 則
(施行期日)

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)2 この条例による改正後の小金井市介護福祉条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 | |
|---|--|

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費(国1/2、都1/4、市1/4)を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)
市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低いものを対象

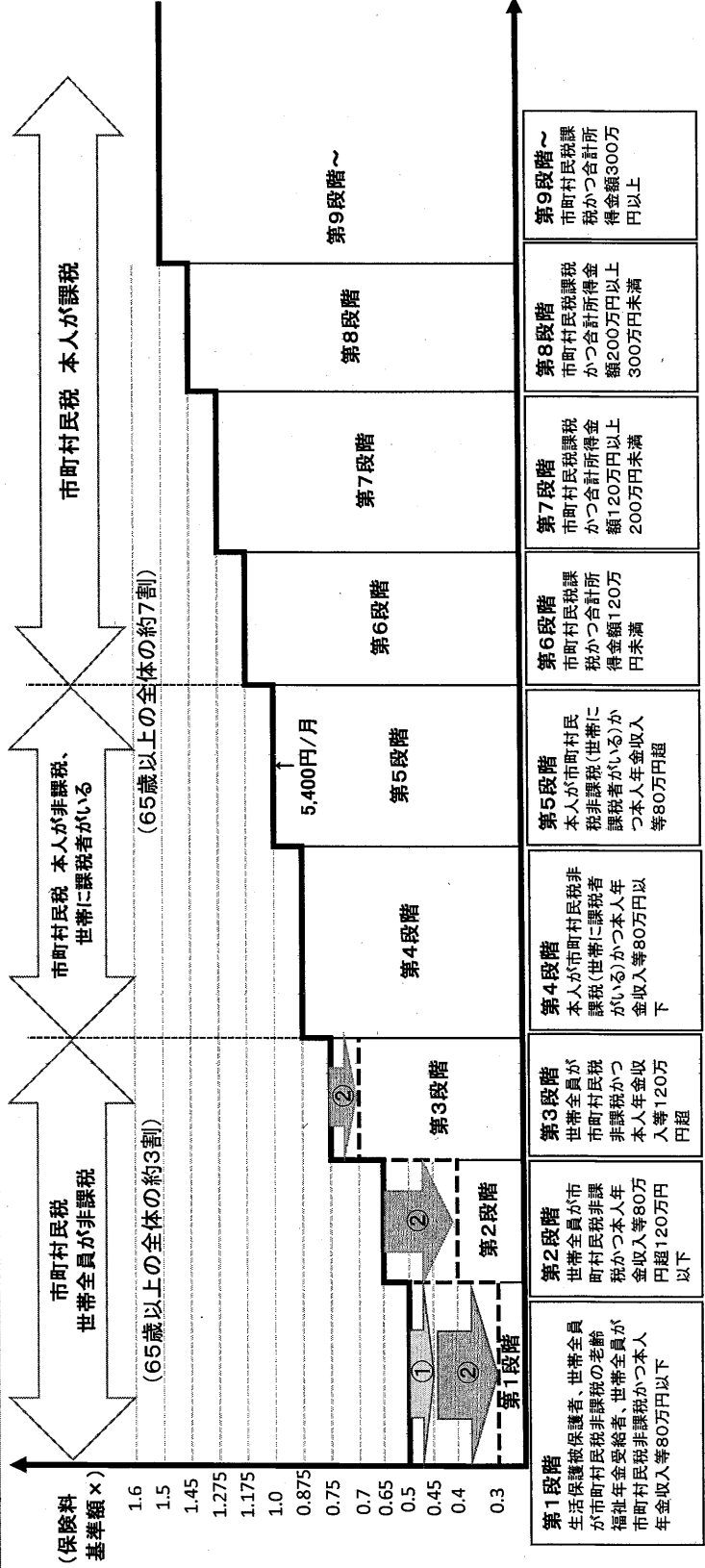
第1段階	現行 0.5 → 0.45
------	---------------

②完全実施
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施
(65歳以上の約3割)

第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.65 → 0.4
第3段階	現行 0.75 → 0.7

(参考)軽減後保険料

平成30年度	29,100円	令和5年度	24,300円	令和2年度	19,400円
	42,100円		34,000円		25,900円
	48,600円		46,900円		45,300円



議案第21号

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

印鑑の登録資格について、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例（昭和57年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号資料

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(登録資格) 第3条 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 省略 (2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(登録資格) 第3条 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 省略 (2) <u>成年被後見人</u></p>	<p>印鑑の登録資格に係る規定の整備</p>

議案第22号

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

粗大ごみ処理手数料の規定方法等を改めるため、本案を提出するものであります。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「及び別表第3に掲げる手数料」を「に定める手数料及び別表第3に定める手数料の範囲内において規則で定める手数料」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第45条関係）

粗大ごみ処理手数料

番号	品目	手数料（円）
1	棚類	1,500
2	机類	2,000
3	椅子類	1,500
4	その他家具類	1,000
5	寝具（布団）類	3,000
6	じゅうたん類	1,000 ただし、12畳を 超える場合は、1 2畳ごとに500 円を加算
7	調理機器類	1,000
8	台所用品類	1,500
9	空調機器類	1,000
10	その他家庭用品類	1,000
11	オーディオ機器類	1,000
12	映像・電子機器類	1,500

13	事務機器類	1,000
14	遊具類	1,000
15	子供用品類	500
16	楽器類	1,000
17	運動・健康器具類	1,000 ただし、鉄アレイ その他これに類す るもので10kgを 超える場合は、1 0kgごとに500 円を加算
18	アウトドア用品類	500
19	その他趣味用品等	4,000
20	建具類	500
21	その他	4,000

- 備考 1 粗大ごみ処理手数料は、粗大ごみ処理券の200円及び500円を基準とし、1,000円を超えるものについては、500円を単位として加算する。
- 2 一辺（粗大ごみの最も長い一辺又は直径をいう。）が200センチメートルを超え、又は重量が60キログラムを超えるものにあつては、解体又は切断をした状態で排出するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る廃棄物処理手数料から適用し、同日前の申込みに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

議案第22号資料1

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																								
<p>(廃棄物処理手数料)</p> <p>第45条 市長は、次の各号の一に該当する廃棄物の処理について、占有者又は事業者から、別表第1、別表第2に定める手数料及び別表第3に定める手数料の範囲内において規則で定める手数料（以下「廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、廃棄物処理手数料の1か月分の請求額の合計が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。</p> <p>(1) } 省略 (6)</p> <p>2 省略</p> <p>別表第3（第45条関係）</p> <table border="1"> <caption>粗大ごみ処理手数料</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>品目</th> <th>手数料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>棚類</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>机類</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>椅子類</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>	番号	品目	手数料 (円)	1	棚類	1,500	2	机類	2,000	3	椅子類	1,500	<p>(廃棄物処理手数料)</p> <p>第45条 市長は、次の各号の一に該当する廃棄物の処理について、占有者又は事業者から、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる手数料（以下「廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、廃棄物処理手数料の1か月分の請求額の合計が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。</p> <p>(1) } 省略 (6)</p> <p>2 省略</p> <p>別表第3（第45条関係）</p> <table border="1"> <caption>粗大ごみ処理手数料</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>品目</th> <th>手数料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>たんす 高さ&幅の寸法合計が 150cm未満のもの</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>たんす 高さ&幅の寸法合計が 150cm以上250cm 未満のもの</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>たんす 高さ&幅の寸法合計が 250cm以上のもの</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>	番号	品目	手数料 (円)	1	たんす 高さ&幅の寸法合計が 150cm未満のもの	500	2	たんす 高さ&幅の寸法合計が 150cm以上250cm 未満のもの	1,000	3	たんす 高さ&幅の寸法合計が 250cm以上のもの	1,500	<p>規定の整備</p> <p>廃棄物処理手数料の改定</p>
番号	品目	手数料 (円)																								
1	棚類	1,500																								
2	机類	2,000																								
3	椅子類	1,500																								
番号	品目	手数料 (円)																								
1	たんす 高さ&幅の寸法合計が 150cm未満のもの	500																								
2	たんす 高さ&幅の寸法合計が 150cm以上250cm 未満のもの	1,000																								
3	たんす 高さ&幅の寸法合計が 250cm以上のもの	1,500																								

<u>4</u>	その他家具類	<u>1,000</u>
<u>5</u>	寝具(布団)類	<u>3,000</u>
<u>6</u>	じゅうたん類	<u>1,000</u> ただし、1 2畳を超える る場合は、 12畳ごと に500円 を加算
<u>7</u>	調理機器類	<u>1,000</u>
<u>8</u>	台所用品類	<u>1,500</u>
<u>9</u>	空調機器類	<u>1,000</u>
<u>10</u>	その他家庭用品類	<u>1,000</u>
<u>11</u>	オーディオ機器類	<u>1,000</u>
<u>12</u>	映像・電子機器類	<u>1,500</u>

<u>4</u>	リビングボード、サイドボード、食器戸棚	高さ ^と 幅の寸法合計が <u>150cm</u> 未満のもの	<u>500</u>
<u>5</u>	リビングボード、サイドボード、食器戸棚	高さ ^と 幅の寸法合計が <u>150cm</u> 以上 <u>250cm</u> 未満のもの	<u>1,000</u>
<u>6</u>	リビングボード、サイドボード、食器戸棚	高さ ^と 幅の寸法合計が <u>250cm</u> 以上のもの	<u>1,500</u>
<u>7</u>	棚、戸棚	高さ ^と 幅の寸法合計が <u>150cm</u> 未満のもの	<u>200</u>
<u>8</u>	棚、戸棚	高さ ^と 幅の寸法合計が <u>150cm</u> 以上 <u>250cm</u> 未満のもの	<u>500</u>
<u>9</u>	棚、戸棚	高さ ^と 幅の寸法合計が <u>250cm</u> 以上のもの	<u>1,000</u>
<u>10</u>	本棚	組立式で背板のないもの	<u>500</u>
<u>11</u>	げた箱		<u>500</u>

13	事務機器類	1,000
14	遊具類	1,000
15	子供用品類	500
16	楽器類	1,000
17	運動・健康器具類	1,000 ただし、鉄アレイその他これに類するもので10kgを超える場合は、10kgごとに500円を加算
18	アウトドア用品類	500
19	その他趣味用品等	4,000
20	建具類	500
21	その他	4,000

12	コートハンガー		200
13	ラック	簡易な組立式	500
14	ラック	スチール製シェルビン	1,500
15	テーブル、座卓	一辺が70cm未満のもの	200
16	テーブル、座卓	一辺が70cm以上150cm未満のもの	500
17	テーブル、座卓	一辺が150cm以上のもの	1,000
18	いす		200
19	応接用いす	2人用以下	500
20	応接用いす	3人用以上	1,000
21	鏡台		500
22	机	両そで机	1,500
23	机	両そで机を除く。	1,000
24	ライティングデスク		1,500

- 備考 1 粗大ごみ処理手数料は、粗大ごみ処理券の200円及び5000円を基準とし、1,000円を超えるものについては、500円を単位として加算する。
- 2 一辺(粗大ごみの最も長い一辺又は直径をいう。)が200センチメートルを超え、又は重量が60キログラムを超えるものにあつては、解体又は切断をした状態で排出するものとする。

25	衣装箱	3個までごとに	200
26	収納ケース	多段のもの	200
27	茶箱		200
28	座いす	スチール製のもの	200
29	姿見、鏡	一辺が70cm以上のもの	200
寝具、じゅうたん類			
30	ふとん	羽毛ふとんを除く。	200
31	マットレス		200
32	シングルベッド	ベッドマットを除く。	1,000
33	ダブルベッド	ベッドマットを除く。	1,500
34	ベッドマット		500
35	じゅうたん、カーペット、ホットカーペット	4.5畳以下のもの	200
36	じゅうたん、カーペット	4.5畳を超えるもの	500

	ホットカーペット		
37	ウッドカーペット	4. 5畳以下のもの	500
38	ウッドカーペット	4. 5畳を超えるもの	1,000
39	介護ベッド	分解したもの	3,000
台所用品			
40	電子レンジ		500
41	オーブンレンジ		500
42	ガスオーブン		1,000
43	食器乾燥機		200
44	食器洗い乾燥機		500
45	米びつ		200
46	キッチンワゴン		200
47	レンジ台		500
48	換気扇		200
49	ガステーブル	2口以上のもの	200
50	湯沸器		200
冷暖房器具			

<u>51</u>	<u>ファンヒーター</u>		<u>500</u>
<u>52</u>	<u>パネルヒーター</u>		<u>500</u>
<u>53</u>	<u>オイルヒーター</u>		<u>500</u>
<u>54</u>	<u>石油ストーブ</u>		<u>200</u>
<u>55</u>	<u>電気ストーブ、ガスストーブ</u>	<u>一辺が40cm以上のもの</u>	<u>200</u>
<u>56</u>	<u>こたつ</u>	<u>こたつ板込み。一辺が150cm未満のもの</u>	<u>500</u>
<u>57</u>	<u>こたつ</u>	<u>こたつ板込み。一辺が150cm以上のもの</u>	<u>1,000</u>
<u>58</u>	<u>こたつ板</u>		<u>200</u>
<u>59</u>	<u>扇風機</u>		<u>200</u>
<u>60</u>	<u>冷風機</u>		<u>500</u>
<u>その他の家庭用品</u>			
<u>61</u>	<u>ミシン</u>	<u>卓上型</u>	<u>500</u>
<u>62</u>	<u>ミシン</u>	<u>箱型、脚付き</u>	<u>1,000</u>
<u>63</u>	<u>電気掃除機</u>		<u>200</u>
<u>64</u>	<u>除湿機</u>		<u>200</u>
<u>65</u>	<u>乾燥除湿機</u>		<u>500</u>
<u>66</u>	<u>ズボン</u>		<u>200</u>

67	レッサー 火鉢		500
68	ホワイト ボード		200
69	黒板		200
70	ハンガー ラック		200
71	フロア スタンド		200
72	すのこ	合計面積1畳までごと に	200
73	24時間 風呂循環 装置	室内型	500
74	餅つき機		200
オーディオ、ビジュアル機器、事務機器			
75	ステレオ セット	セットの横幅が80cm 未満のもの	500
76	ステレオ セット	セットの横幅が80cm 以上のもの	1,000
77	スピーカ ー	一対につき。一辺が3 0cm以上50cm未満の もの	200
78	スピーカ ー	一対につき。一辺が5 0cm以上のもの	500
79	オーディ オ機器単 体		200

<u>80</u>	ラジカセ、 ミニコン ポ	一辺が40cm以上のもの	<u>200</u>
<u>81</u>	ビデオデ ッキ		<u>200</u>
<u>82</u>	カラオケ 演奏機		<u>500</u>
<u>83</u>	プロジェ クシヨン テレビ		<u>1,500</u>
<u>84</u>	ワードプ ロセッサ (デスク トップ型)	本体	<u>200</u>
<u>85</u>	ワードプ ロセッサ (デスク トップ型)	ディスプレイ	<u>500</u>
<u>86</u>	ワードプ ロセッサ (デスク トップ型)	一体型(ノート型を除く。)	<u>500</u>
<u>87</u>	ノート型 ワードプ ロセッサ		<u>200</u>
<u>88</u>	プリンタ ー	一辺が40cm以上のもの	<u>200</u>
<u>89</u>	コピー機	一辺が40cm以上のもの	<u>200</u>

	(家庭 用)の	の	
90	フアクシ ミリ	一辺が40cm以上のもの	200
91	パソコン ラック		500
92	テレビ台		500
93	AVラック		1,000
94	アンテナ		200
子供用品			
95	一輪車、 三輪車		200
96	ブランコ		1,000
97	滑り台		200
98	チャイルド シート		200
99	乳母車		200
100	ベビーベ ッド		500
101	ベビーゲ ージ		200
102	ぬいぐる み	一辺が80cm以上のもの	200
趣味用品			
103	オルガン		1,000
104	琴		500
105	キーボー		200

106	電子ピアノ	卓上型	500
107	ギター	ハードケース込み	200
108	スキー板	ストック込み	200
109	ゴルフ用具	バッグ及びクラブ14本までごとに	200
110	サイクリングマシン		500
111	ランニングマシン		1,000
112	ローイングマシン		500
113	プレスベンチ		500
114	ぶら下が り健康器		500
115	マッサー ジ機	いす型のもの	1,000
116	スノーボ ード		200
117	サーフボ ード		500
118	鉄アレイ	10kgまでごとに	500
119	スキーキ		200

<u>1 2 0</u>	ヤリー スーツケース	一辺が50 cm以上のもの	<u>2 0 0</u>
<u>1 2 1</u>	編み機		<u>5 0 0</u>
<u>1 2 2</u>	フラワー スタンド		<u>2 0 0</u>
<u>1 2 3</u>	ペット小 屋	0. 6 m ² 未満のもの	<u>5 0 0</u>
<u>1 2 4</u>	ペット小 屋	0. 6 m ² 以上1 m ² 未満 のもの	<u>1, 0 0 0</u>
<u>1 2 5</u>	ペット小 屋	1 m ² 以上1. 8 m ² 未満 のもので解体したもの	<u>2 0 0 0</u>
<u>1 2 6</u>	ペット小 屋	1. 8 m ² 以上3. 3 m ² 未満のもので解体した もの	<u>4, 0 0 0</u>
<u>1 2 7</u>	額縁		<u>2 0 0</u>
<u>1 2 8</u>	水槽 (ガ ラス製)	一辺が40 cm以上70 cm未満のもの	<u>2 0 0</u>
<u>1 2 9</u>	水槽 (ガ ラス製)	一辺が70 cm以上12 0 cm未満のもの	<u>5 0 0</u>
<u>1 3 0</u>	水槽 (ガ ラス製)	一辺が120 cm以上1 80 cm未満のもの	<u>1, 0 0 0</u>
<u>1 3 1</u>	水槽 (プ ラスチック 製)	一辺が40 cm以上12 0 cm未満のもの	<u>2 0 0</u>
<u>1 3 2</u>	水槽 (プ ラスチック 製)	一辺が120 cm以上の もの	<u>5 0 0</u>

133	サマーベ ッド		200
134	クーラー ボックス	40cm以上のもの	200
135	ビーチバ ラソル		200
<u>建具類</u>			
136	アコーデ イオンカ ーデン		500
137	ブライ ド		200
138	網戸		200
<u>その他</u>			
139	物置	半畳以下で解体したも の	1,000
140	物置	半畳を超え1畳以下で 解体したもの	2000
141	物置	1畳を超え2畳以下で 解体したもの	4,000
142	物干し竿		200
143	物干し台	1個につき	1,000
144	仏壇	一辺が130cm未満の もの	500
145	仏壇	一辺が130cm以上の もの	1,000
146	自転車	16インチ未満のもの	200
147	自転車	16インチ以上のもの	500

148	自転車	動力付のもの	1,000
149	車いす		500
150	車いす	電動式で軽量型のもの	1,000
151	脚立	5段以下のアルミ製の もの	200
152	脚立	6段以上のアルミ製の もの	500
153	芝刈り機	手動式	200
154	コンボス ト容器		200
155	シヨップ ソングカー ト		200
156	製図板		200
157	波板、ト タン板		200
158	カーテン レール	5本までごとに	200
159	生ごみ処 理機		500
160	歩行器		200
161	腰掛便座		500
162	家庭用簡 易焼却炉		500
163	この表に 定めのない		ただし、当 分の間無 料とする。 形状、重量 等を考慮

	<p style="text-align: center;">い品目</p>	<p style="text-align: center;">し、上記の 品目に準 じて市長 が定める 額</p>
<p>備考 この表において「一辺」とは、粗大ごみの最も長い一 辺又は直径をいう。</p>		
<p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市廃棄物の処理及び再利 用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の 申込みに係る廃棄物処理手数料から適用し、同日前の申込み に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。</p>		

議案第 2 2 号資料 2

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部を
改正する規則（案）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成 5 年規則第 3
3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の次に次の 1 条を加える。

（粗大ごみ処理手数料）

第 2 7 条の 2 条例第 4 5 条第 1 項に規定する規則で定める手数料は、別表第 1 に定
めるものとする。

第 3 1 条の 2 第 2 号及び第 3 号中「別表第 1」を「別表第 1 の 2」に改める。

第 3 2 条第 2 項中「別表第 1」を「別表第 1 の 2」に改める。

別表第 1 を別表第 1 の 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 2 7 条の 2 関係）

番号	品目		手数料（円）	
1	棚類	げた箱（プラスチック製）	200	
		げた箱（木製・金属製）	一辺が 250 cm 未満	500
			一辺が 250 cm 以上	1,000
		棚、戸棚	高さ と 幅 の 寸 法 合 計 が 150 cm 未 満 の も の	200
			高さ と 幅 の 寸 法 合 計 が 150 cm 以 上 250 cm 未 満 の も の	500
			高さ と 幅 の 寸 法 合 計 が 250 cm 以 上 の も の	1,000
		たんす	高さ と 幅 の 寸 法 合 計 が 150 cm 未 満 の も の	500
			高さ と 幅 の 寸 法 合 計 が 150 cm 以 上 250 cm 未 満 の も の	1,000

	高さとの寸法合計が 2 5 0 cm 以上のもの	1, 5 0 0
本棚 (木製・引き出し無し)	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 未満のもの	2 0 0
	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 以上 2 5 0 cm 未満のもの	5 0 0
	高さとの寸法合計が 2 5 0 cm 以上のもの	1, 0 0 0
本棚 (木製・引き出し有り)	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 未満のもの	5 0 0
	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 以上 2 5 0 cm 未満のもの	1, 0 0 0
	高さとの寸法合計が 2 5 0 cm 以上のもの	1, 5 0 0
ラック (プラスチック製)		2 0 0
ラック (木製・引き出し無し)	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 未満のもの	2 0 0
	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 以上 2 5 0 cm 未満のもの	5 0 0
	高さとの寸法合計が 2 5 0 cm 以上のもの	1, 0 0 0
ラック (木製・引き出し有り)	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 未満のもの	5 0 0
	高さとの寸法合計が 1 5 0 cm 以上 2 5 0 cm 未満のもの	1, 0 0 0
	高さとの寸法合計が 2 5 0 cm 以上のもの	1, 5 0 0

		ラック（金属製・引き出し無し）	高さとの寸法合計が150cm未満のもの	500
			高さとの寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	1,000
			高さとの寸法合計が250cm以上のもの	1,500
		ラック（金属製・プラスチック製の引き出し有り）	高さとの寸法合計が150cm未満のもの	200
			高さとの寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	500
			高さとの寸法合計が250cm以上のもの	1,000
		リビングボード（木製）、サイドボード、食器戸棚（引き出し無し）	高さとの寸法合計が150cm未満のもの	200
			高さとの寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	500
			高さとの寸法合計が250cm以上のもの	1,000
		リビングボード（木製）、サイドボード、食器戸棚（引き出し有り）	高さとの寸法合計が150cm未満のもの	500
			高さとの寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	1,000
			高さとの寸法合計が250cm以上のもの	1,500
2	机類	机	片袖・囲い脚付き	1,000
			両袖・高さが150cm以上のもの	1,500
			2人用・幅が200cm以上のもの	2,000
			幼児用（プラスチック製）	200

			囲い脚・引き出し無し（一辺が40 cm以上70 cm未満）	200
			囲い脚・引き出し無し（一辺が70 cm以上150 cm未満）	500
			囲い脚・引き出し無し（一辺が150 cm以上）	1,000
			可動式引き出しのみ・机上用棚	500
		テーブル、座卓	一辺が70 cm未満のもの	200
			一辺が70 cm以上150 cm未満のもの	500
			一辺が150 cm以上のもの	1,000
		ライティングデスク		1,500
			上のみ	500
			下のみ	1,000
3	椅子類	椅子		200
			リクライニング機能付き、長椅子	500
		応接用椅子（ソファ・座椅子型）	座面が150 cm未満のもの	500
			座面が150 cm以上のもの	1,000
		応接用椅子（電動機能付き）	座面が150 cm未満のもの	1,000
			座面が150 cm以上のもの	1,500
		座椅子（木製・金属製）		200
座椅子（油圧式・回転式）		500		
4	その他家具類	衣装箱	3個までごと	200
		鏡	一辺が50 cm以上のもの	200
		鏡台（簡単な椅子付きのものを含む。）		500

		コートハンガー		200
		収納ケース(プラスチック製)	2段以上のもの	200
		収納ケース(枠が金属製又は木製)	高さ&幅の寸法合計が150cm未満のもの	200
			高さ&幅の寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	500
			高さ&幅の寸法合計が250cm以上のもの	1,000
		姿見		200
		茶箱		200
5	寝具(布団)類	布団		200
		ベッド	シングル(マットレス一体型・折り畳み式を含む。)	1,000
			セミダブル以上(マットレス一体型・折り畳み式を含む。)	1,500
			ソファベッド	1,000
			はしご付きベッド(2段・3段ベッド及びロフトベッドを含む。)	1,500
			階段収納付きベッド(階段部分が独立するもの・引き出し無し)・高さ&幅の寸法合計が150cm未満のもの	200
			階段収納付きベッド(階段部分が独立するもの・引き出し無し)・150cm以上250cm未満のもの	500
			階段収納付きベッド(階段部分が	1,000

			独立するもの・引き出し無し)・ 高さ&幅の寸法合計が250cm 以上のもの	
			階段収納付きベッド(階段部分が 独立するもの・引き出し有り)・ 高さ&幅の寸法合計が150cm 未満のもの	500
			階段収納付きベッド(階段部分が 独立するもの・引き出し有り)・ 高さ&幅の寸法合計が150cm 以上250cm未満のもの	1,000
			階段収納付きベッド(階段部分が 独立するもの・引き出し有り)・ 高さ&幅の寸法合計が250cm 以上のもの	1,500
			介護ベッド(分解したもの)	3,000
			電動シングル(マットレス一体 型)	1,500
			電動セミダブル以上(マットレス 一体型)	2,000
		ベッドマット(スプリングマットを含 む。)	脚がついていないもの	500
		マットレス	折り畳みが可能なもの	200
			高反発・ハードタイプ・磁気用	500
6	じゅうた ん類	ウッドカーペット	4.5畳以下のもの	500
			4.5畳を超えるもの	1,000
				ただし、12

				畳を超える場合は、12畳ごとに500円を加算
		じゅうたん、カーペット、ホットカーペット	4. 5畳以下のもの	200
			4. 5畳を超えるもの	500
				ただし、12畳を超える場合は、12畳ごとに500円を加算
7	調理機器類	オープンレンジ	ビルトイン以外のもの	500
		ガスオープン	ビルトイン以外のもの	1,000
		ガステーブル	2口以上のもの・ビルトイン以外のもの	200
		電子レンジ	ビルトイン以外のもの	500
		餅つき機		200
8	台所用品類	換気扇	ビルトイン・フード型以外のもの	200
		キッチンワゴン		200
		米びつ		200
			保冷機能有り・フロンを使用していないもの	500
		食器洗い乾燥機	洗い機能のみのものを含む。ビルトイン以外のもの	500
		食器乾燥機		200
		湯沸器(台所用瞬間)		200

		湯沸かし器)		
		レンジ台(米びつ付	コンセントジャックがあるもの	500
		きを含む。)	引き出し無し・高さ	200
			と幅の寸法合計が150cm未満のもの	
			引き出し無し・高さ	500
			と幅の寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	
			引き出し無し・高さ	1,000
			と幅の寸法合計が250cm以上のもの	
			引き出し有り・高さ	500
			と幅の寸法合計が150cm未満のもの	
			引き出し有り・高さ	1,000
			と幅の寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	
			引き出し有り・高さ	1,500
			と幅の寸法合計が250cm以上のもの	
9	空調機器	オイルヒーター		500
	類	乾燥除湿機	フロンを使用していないもの	500
		こたつ	こたつ板を含む。一辺が150cm	500
			未満のもの	
			こたつ板を含む。一辺が150cm	1,000
			以上のもの	
		こたつ板		200
		除湿機(ファンが出	フロンを使用していないもの	200
		ないもの)		
		石油ストーブ		200
		扇風機		200
		電気ストーブ、ガス	一辺が40cm以上のもの	200

		ストーブ		
		パネルヒーター		500
		ファンヒーター	ガス・電気・石油（一辺が40cm以上のもの）。可動式のもの	500
		冷風機	フロンを使用していないもの	500
10	その他家庭用品類	黒板		200
			脚付き・看板タイプ	500
		すのこ	合計面積1畳までごと	200
		ズボンプレスナー		200
		電気掃除機		200
		24時間風呂循環装置	室内型	500
		ハンガーラック	つっぱり式・鉄棒型	200
			回転型・姿見付き	500
			棚（3枚以上）・引き出し有り・高さとの寸法合計が150cm未満のもの	200
			棚（3枚以上）・引き出し有り・高さとの寸法合計が150cm以上250cm未満のもの	500
			棚（3枚以上）・引き出し有り・高さとの寸法合計が250cm以上のもの	1,000
		火鉢		500
		フロアースタンド		200
ホワイトボード	脚なし	200		
	脚付き（転写・印字機能がないもの）	500		

		マシン	卓上型・箱のみ	500
			箱型、脚付き	1,000
11	オーディオ機器類	オーディオ機器単体		200
		カラオケ演奏機		500
		ステレオセット	セットの横幅が80cm未満のもの	500
			セットの横幅が80cm以上のもの	1,000
		スピーカー	一対につき。一辺が40cm未満のもの	200
			一対につき。一辺が40cm以上のもの	500
		ラジオカセットレコーダー、ミニコンポ	一辺が40cm以上のもの	200
12	映像・電子機器類	ビデオデッキ		200
		プロジェクションテレビ		1,500
		ワードプロセッサ (ノート型・デスクトップ型)		200
		ワードプロセッサ (デスクトップ型)	ディスプレイ、一体型	500
13	事務機器類	アンテナ(BS用・CS用)	50cm以上のもの	200
		AVラック	一辺が120cm未満のもの	500
			一辺が120cm以上のもの	1,000

		コピー機（家庭用）	一辺が40cm以上かつ10kg未満のもの	200
			10kg以上のもの	500
		テレビ台（スピーカー内蔵型・壁掛けタイプを含む。）	一辺が120cm未満のもの	500
			一辺が120cm以上のもの	1,000
		パソコンラック	引き出し無し	500
			引き出し有り	1,000
		ファクシミリ	一辺が40cm以上のもの。プリンター機能がないもの	200
		プリンター	インクジェット。一辺が40cm以上のもの	200
			家庭用レーザー。一辺が40cm以上のもの	500
14	遊具類	一輪車	スポーツ用	200
			作業用（ネコ車）	500
		三輪車	子供用	200
			大人用（電動ではないもの）	500
		滑り台	室内用の持ち運べるもの	200
		ブランコ（乳児用）	室内用・プラスチック製	200
			対面式屋外用	1,000
15	子供用品類	チャイルドシート	自動車用・自転車用	200
		ぬいぐるみ	一辺（高さ又は幅のいずれか長い方の辺）が50cm以上のもの	200
		ベビーカー・バギー		200
		ベビーゲージ		200
		ベビーベッド	脚付き	500
16	楽器類	オルガン	足踏みのもの	1,000

		キーボード		200
		ギター	ケースを含む。	200
		琴	ケースを含む。	500
		電子ピアノ	卓上型	500
17	運動・健康 器具類	サイクリングマシ ーン		500
		鉄アレイ		500 ただし、10 kgを超える 場合は、10 kgごとに5 00円を加 算
		ぶら下がり健康器		500
		ベンチプレス		500
		マッサージ機	足裏用・クッション型	200
			ひざ下用・座椅子型・マット型	500
			座椅子型(肘掛け付き)・椅子型・ ベッド型	1,000
		ランニングマシ ン	自走式・電動式	1,000
		ローイングマシ ン		500
18	アウトド ア用品類	クーラーボックス	40ℓ以上のもの。フロンを使用 していないもの	200
		ゴルフ用具	クラブ14本以下のもの。バッグ を含む。	200
		サーフボード	ケースを含む。	500

		サマーベッド		200
		スーツケース	一辺が40cm以上のもの	200
		スキー板	ストック及びケースを含む。	200
		スキーキャリー		200
		スノーボード	ケースを含む。	200
		ビーチパラソル		200
19	その他趣味用品等	編み機	ケースを含む。	500
		額縁		200
		水槽（ガラス製）	一辺が40cm以上70cm未満のもの	200
			一辺が70cm以上120cm未満のもの	500
			一辺が120cm以上180cm未満のもの	1,000
		水槽（プラスチック製）	一辺が40cm以上120cm未満のもの	200
			一辺が120cm以上のもの	500
		フラワースタンド	脚がないもの	200
		ペット小屋	床面積0.6㎡未満のもの	500
			床面積0.6㎡以上1㎡未満のもの	1,000
			床面積1㎡以上1.8㎡未満のもので解体したもの	2,000
			床面積1.8㎡以上3.3㎡未満のもので解体したもの	4,000
20	建具類	アコーディオンカーテン		500
		網戸		200

		ブラインド		200
		カーテンレール(金属製・プラスチック製・電動式)	5本以下のもの	200
		カーテンレール(木製)		200
21	その他	家庭用簡易焼却炉		500
		脚立 (アルミ製)	5段以下のもの	200
			6段以上のもの	500
		脚立 (鉄製)	6段以下のもの	500
		車いす		500
			電動式で軽量型 (25kgまで) のもの	1,000
		腰掛便座	肘掛け無し	200
			肘掛け有り	500
		コンポスト容器		200
		自転車	16インチ未満のもの	200
			16インチ以上のもの・折り畳み式のもの	500
			動力付き	1,000
		芝刈り機	手動式・カセットボンベ電動 (バッテリーを含む。)	200
		ショッピングカート		200
		製図板		200
		生ごみ処理機	手動式	200
			電動式	500
		波板、トタン板	合計面積1畳までごと	200

仏壇（厨子）	一辺が130cm未満のもの	500
	一辺が130cm以上のもの	1,000
歩行器		200
物置	半畳以下で解体したもの	1,000
	半畳を超え1畳以下で解体したもの	2,000
	1畳を超え2畳以下で解体したもの	4,000
物干しざお	4m以下のもの	200
物干し台	コンクリート台無し・つっぱり式・プラスチック台を含む。	200
	コンクリート台有り	1,000

備考 市が収集する粗大ごみのうち、この表に定めのない品目の手数料は、形状、重量等を考慮し、この表の品目に準じて市長が定める額とする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第23号

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める
条例の一部を改正する条例

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部
を別紙のように改正する。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う土地区画
整理法施行令の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するもので
あります。

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める
条例の一部を改正する条例

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成
11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「は年6パーセント」を「の利率は、法第103条第4項の規定
による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第23号資料

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告が</u>あつた日の翌日における法定利率とし、<u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付す</u>ものとする。</p> <p>3 } 2 } 9 }</p> <p>省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第29条 省略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセントとし、<u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付すものとする。</u></p> <p>3 } 2 } 9 }</p> <p>省略</p>	<p>土地区画整理法施行令の改正に伴う清算金に付すべき利子の利率の変更</p>

議案第24号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

令和2年2月19日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から分賦金として支弁することに伴い、規約変更を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成30年度分及び平成31年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「平成30年4月1日現在」を「令和2年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 令和2年度分及び令和3年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="651 1205 895 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>とあるのは、 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1337 1205 1425 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 平成30年度分及び平成31年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="651 241 895 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>とあるのは、 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" data-bbox="1337 241 1425 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント																

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する東京都の条例で定める割合を、令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する東京都の条例で定める割合を、平成30年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

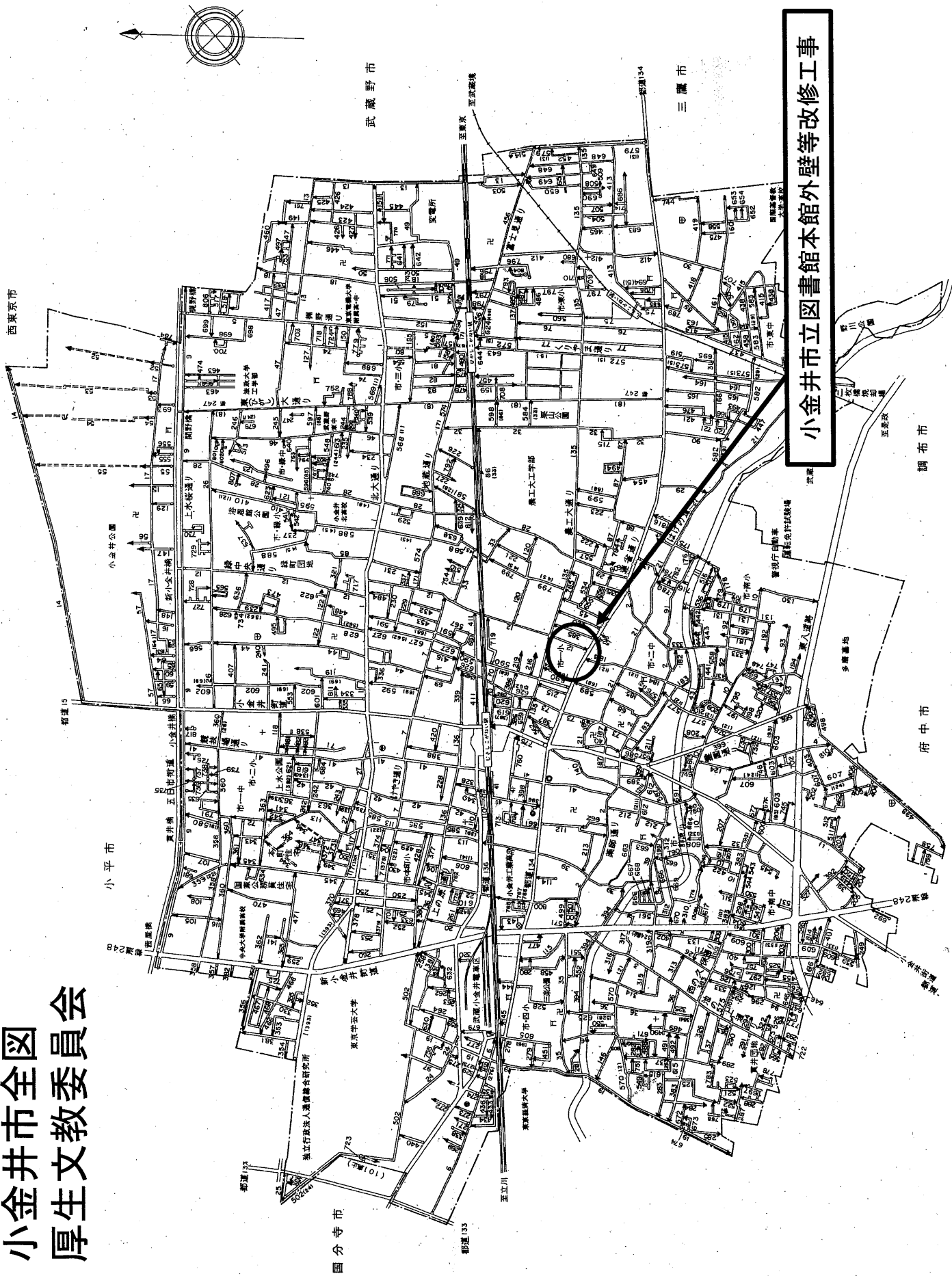
令和元年10月1日から
令和2年1月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7667-0	令和元年12月13日	小金井市立図書館本館外壁等改修工事 (株)昭和未來	45,172,600	令和元年12月16日から 令和2年3月30日まで	工事概要 ・建築工事(外壁、屋上等改修) ・給排水衛生設備工事(給水直結化) ・電気設備工事(一時取り外し復旧) 仕上概要 ・屋上 塩ビシート防水機械式固定工法 ・壁 吹付タイル仕上げ	指名競争 入札10者	40

進捗率は、令和2年2月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



小金井市立図書館本館外壁等改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和元年10月1日から
令和2年1月31日まで

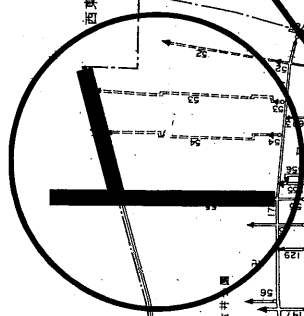
建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	5899-0	令和元年10月7日	橋りょう長寿命化補修工事 ----- 開建設工業(株)	53,900,000	令和元年10月8日から 令和2年2月28日まで	二枚橋 ・既設舗装撤去工 ・アスファルト舗装工 ・橋面防水工(塗膜系防水) ・区画線工 ・断面修復工 ・ひび割れ注入工 ・支承補修工 ・排水対策工 ・漏水対策工 ・橋梁塗装塗替工 ・橋梁足場工 A=168㎡ A=168㎡ A=168㎡ 一式 一式 L=274m N=3箇所 N=4箇所 N=4箇所 A=439㎡ A=157㎡	制限付一般競争入札(総合評価方式)2者	75
2	7707-0	令和元年12月16日	マンホール鉄蓋取替工事 ----- 日昇工業(株)	10,986,580	令和元年12月17日から 令和2年3月6日まで	マンホール鉄蓋取替工39箇所 ・道路付属物撤去工 一式 ・道路付属物復旧工 一式 ・管路土工 一式 ・舗装撤去工 一式 ・舗装復旧工 一式 ・交通誘導員工 一式	指名競争入札8者	10
3	8114-0	令和元年12月27日	栗山公園多目的広場改修工事 ----- 奥山スポーツ土木(株)	12,454,200	令和2年1月6日から 令和2年3月19日まで	栗山公園多目的広場改修工事 ・基礎修正工 A=3,043㎡ ・グリーンドクタスト舗装工 A=3,043㎡ ・仕上整形・転圧工 A=3,043㎡ ・表面処理工 L=5.0m ・横断側溝設置工 N=2箇所 ・雨水浸透枋設置工 L=48.0m ・雨水管内清掃工 V=1.5㎡ ・泥土運搬・処分工 N=6箇所 ・集水枋清掃工 一式 ・横断側溝清掃工 N=2本 ・切株撤去処分工 V=3.0㎡ ・残土運搬処分工	指名競争入札8者	5

進捗率は、令和2年2月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

マンホール鉄蓋取替工事



栗山公園多目的広場改修工事

橋りょう長寿命化補修工事

